

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

令和 6 年第 4 回岬町議会定例会

第 3 日会議録

令和6年第4回（12月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和6年12月24日（木）午前10時15分開議

○場 所 岬町役場3階 本議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 5名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	総務部理事 兼総務課長	南 大 介
副 町 長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	谷 卓 哉
副 町 長 上田 隆	しあわせ創造部 総括理事	辻 里 光 則
教 育 長 古橋 重和	しあわせ創造部理事 (保険年金担当)	松 本 啓 子
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 (地域福祉・高齢福祉担当)	中 田 美 和
総 務 部 長 西 啓 介 会 計 管 理 者	しあわせ創造部理事 (保健センター担当) 兼保健センター所長 都市整備部理事	川 井 理 香
財政改革部長 内山 弘幸	(土木担当) 兼土木課長 都市整備部理事	小 坂 雅 彦
しあわせ創造部長 松井 清幸	(建築担当) 都市整備部理事	佐々木 信 行
都市整備部長 奥 和 平	(産業観光促進担当)	吉 田 一 誠
教育次長兼指導課長 松井 文代	下水道事業理事	奥 田 敏 幸

まちづくり戦略室理事
(人事担当)

廣 田 尚 司

教育委員会事務局理事
(生涯学習担当)
兼生涯学習課長
兼青少年センター所長

岩 田 圭 介

まちづくり戦略室
企画政策推進監
まちづくり戦略室理事
(企画地方創生担当)

寺 田 武 司

新 堀 満

まちづくり戦略室
危機管理監
兼危機管理担当課長

寺 田 晃 久

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明

議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和6年12月3日から12月24日(22日)

○会議録署名議員

8番 谷 地 泰 平

9番 谷 崎 整 史

議事日程

日程第 1 三常任委員長報告

日程第 2 議案第88号 令和6年度岬町一般会計補正予算(第8次)について

日程第 3 議案第89号 令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)
について

日程第 4 議案第90号 令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)
について

日程第 5 議案第91号 令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)
について

日程第 6 議案第92号 令和6年度岬町下水道事業会計補正予算(第3次)
について

- 日程第 7 議案第 9 3 号 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について
- 日程第 8 議案第 9 4 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 9 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 9 6 号 岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 9 7 号 岬町下水道条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 9 8 号 岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第 13 議員提出議案 鳥獣被害防止対策の推進を求める意見書について
第 4 号
- 日程第 14 議員提出議案 性暴力救援センター・大阪SACHIKOの存続と体制強化を求める
第 5 号 意見書について

(午前10時15分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

皆さんおはようございます。ただいまから令和6年第4回岬町議会定例会3日目を開会します。
ただいまの時刻は午前10時15分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

12月4日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託いたしました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、道工晴久君。

○道工晴久事業委員長 議長の許可を得ましたので事業委員会委員長報告をさせていただきます。

12月4日の本会議において、本委員会に付託されました3件の案件については、12月6日に委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について会議規則第41条第1項の規定により報告をさせていただきます。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第75号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第78号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第2次）については、委員会記録のとおり質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第85号、岬町下水道条例の一部改正については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました3議案についての私の委員長報

告を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、坂原正勝君。

○坂原正勝厚生委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

12月4日の本会議において、本委員会に付託されました6件の案件については、12月10日に委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお質疑応答の詳細な内容については配付しております委員会記録のとおりでありますので、ご参照のほどよろしく願いいたします。

議案第75号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第76号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第79号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第80号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第81号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第84号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、早川 良君。

○早川 良総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

12月4日の本会議において、本委員会に付託されました4件の案件については、12月11日に委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますのでよろしくお願いします。

議案第75号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答及び反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第77号、令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第82号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員会記録のとおり質疑応答及び反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第83号、公告式条例の一部改正については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

○竹原伸晃議長 ただいまから、議案第75号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 議案第75号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）について反対の立場で討論に参加いたします。

この第7次の一般会計補正予算の提案の中では、人事異動等に伴う予算計上や退職された消防団員の退職報償金、障害児の通所支援事業の利用増大に関わる予算措置など妥当性が認められるものが圧倒的であると考ええるものであります。

加えて、学校給食の材料費が物価高騰の影響によって増額されるということで、それに対する予算措置も提案をされるものでありました。この点については保護者に給食費のさらなる負担を求めるということではなくて、町から財源を支出しようとする姿勢については高く評価できると考えるものであります。

しかしながら、来年度に予定をされている大阪・関西万博に小・中学生を遠足で連れていくためのバス代が提案をされておりまして是認できないと考える立場であります。

万博遠足については一般質問や委員会審査を通じてその危険性や懸念を申し上げてまいりましたが、いまだに日々メタンガスが発生し続けている危険な場所であり、熱中症や災害時の対応も十分とは言えないと思います。パビリオンも選べないという点で言うと、教育的効果の計画も学校としては立てられないという観点から、学校行事とは言えないと考えるものであります。

そもそも大阪・関西万博はカジノのために実施されるということは明らかでありまして、子どもたちの命を危険にさらし、教職員に新たな負担を押しつける万博遠足は行うべきでないと考える立場から、この提案については反対をいたします。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第75号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてを起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第76号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）についてを起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案76号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第77号、令和6年度岬町深日財産区特別会計法補正予算（第2次）について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号、令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）についてを起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第78号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第2次）について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第2次）についてを起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案78号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第79号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

失礼いたしました。

討論があるようです。賛成ですか、反対ですか。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 反対ではないのですが、厚生委員会に入っておりませんので内容を確認したいと思います。

○竹原伸晃議長 いや、討論ですか。

○谷崎整史議員 すみません。

○竹原伸晃議長 討論ではないのですね。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定についてを起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第80号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって議案第80号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第81号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第82号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 議案第82号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場で討論に加わりたいと思います。

今回のこの提案については2022年に国会において刑法等の一部改定が行われたと。それに準じて地方としては対応しなければならないというものでありまして、その事情については理解をするものであります。

委員会でもいろいろお聞きさせていただきましたが、今回の提案は懲役刑と禁錮刑というふうに2つに分かれていたものを拘禁刑というふうに一本化するという一部改定が行われたものに対応するものであります。

それで、懲役刑については刑務作業と呼ばれるものが義務であります。禁錮刑については義務ではなかったというものが今回、拘禁刑として一本化されることで、懲役刑と禁錮刑両方ともに刑務作業が義務化されるということと、それから改善指導というものが併せて行われるということになるものであると確認をしております。

それで少し前の国会の審査でもありましたけれども、当時の国会の質疑等を確認をいたしました。その中では「刑務作業が強制されないのか」という問いに対しては「強制はされない」とする明確な答弁は確認できませんでした。処罰の基本というのは受刑者の自覚に訴えて希望を参酌しながら行われるべきものでありまして、更正それから社会復帰のための刑務作業については、受刑者の参加する権利を保障するべきであるとする立場から、上位法に当たるその刑法等の一部改定に賛同できないと考えるものから、この提案についても賛同しかねると考えるものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８２号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第８２号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第８３号、公告式条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８３号、公告式条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって議案第８３号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第８４号、岬町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８４号、岬町国民健康保険条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第８４号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第85号、岬町下水道条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第85号、岬町下水道条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長さん、そして委員の皆さん、ご苦労さまでした。

○竹原伸晃議長 日程第2、議案第88号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第8次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君

○内山財政改革部長 日程第2、議案第88号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第8次）について、ご説明いたします。

本補正予算につきましては、令和6年度人事院勧告に基づく給与法の改正に準じた条例改正による賞与及び月例給の増額などの人件費、先月、国において策定されました国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に伴い、国の令和6年度補正予算（第1号）に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯への3万円の給付と、同世帯のうち子育て世帯の子ども1人当たり2万円の加算給付に係る経費、加えて深日小学校体育館屋根防水対策に伴う経費を計上するとともに、長松自然海岸の松枯れによる松林の再生のための債務負担行為を計上いたしております。

また今回の議案につきましては、さきに上程いたしました一般会計補正予算（第7次）編成後に生じた事由によるもので、いずれも早急に対応が必要なことから、追加議案として上程させて

いただきましたことをご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか予算書とともに配付させていただいております補足説明資料と併せてご参照願います。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,461万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億6,726万8,000円とするものでございます。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(R6低所得世帯支援)8,292万7,000円を計上いたしております。

繰入金といたしまして4,169万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金4,059万1,000円を、深日小学校体育館屋根改修工事設計業務委託料の財源として深日財産区特別会計繰入金110万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページ、4ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

議会費といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い98万7,000円を計上いたしております。

総務費といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い1,210万8,000円を計上いたしております。

民生費といたしまして9,720万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の調整のほか特別会計で支弁する人件費について国民健康保険特別会計繰出金(職員給与費等)110万8,000円と介護保険特別会計繰出金を合計で152万5,000円それぞれ計上することで、特別会計との調整をいたしております。加えて、物価高の影響を受ける低所得世帯への支援としまして、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付、さらに住民税非課税世帯のうち子育て世帯につきましては、子ども1人当たり2万円を加算給付する物価高騰対応重点支援事業費(R6低所得世帯支援)として必要な事務費を含

め8, 292万7, 000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い314万1, 000円を計上いたしております。

農林水産業費といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い60万9, 000円を計上いたしております。

商工費といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い152万円を計上いたしております。

土木費につきましては、413万1, 000円を計上いたしております。内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の調整のほか、公営企業会計で支弁する人件費につきましては、下水道事業会計繰出金89万1, 000円を計上することで、公営企業会計との調整をいたしております。

教育費につきましては、480万5, 000円を計上いたしております。内容といたしましては人事院勧告に基づく人件費の調整のほか、深日小学校体育館につきまして雨漏りが発生し防水工事を行うための設計業務委託料110万円を計上いたしております。

災害復旧費といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い11万円を計上いたしております。

続いて、5ページをご参照願います。

第2表債務負担行為補正をご覧ください。

長松自然海岸松林再生事業を追加するもので、期間を令和7年度、限度額を412万5, 000円とするものでございます。内容といたしましては、長松自然海岸の松林を再生するため、植樹イベント等を令和7年4月に行うに当たり債務負担行為を追加するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

坂原議員。

○坂原正勝議員 物価高騰重点支援給付金についてお聞きします。

これは低所得世帯支援ということで非課税世帯に1世帯につき3万円、低所得世帯のうち子育て世帯にはそれに加えて、子ども1人につき2万円を給付するというものです。この原資につい

ては国から全額給付されるというものです。

今日のこの本会議でこれが議決された後、事務手続に移ると思いますが、その事務手続の内容、これは対象者が申請しなければならないのか、あるいはプッシュ型で対象者には自動的にそれがされるのか、その手続の詳細について。

それと、大体いつ頃、対象者の手元にこの給付金が届くのかというスケジュールをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回は令和6年度の非課税世帯を対象ということで令和6年度で新たに非課税世帯となった給付をさせていただきます。その方につきましてはそのままプッシュ型で支給手続ができるものと考えております。

また令和6年度で新たに非課税世帯の対象でない非課税世帯につきましては、令和5年度で非課税世帯として給付を受けている情報がつかめるのであればプッシュ型でいきたいと考えております。

ただ、基準日が令和6年12月13日に住民登録のある世帯が対象となり、その時点での世帯状況で申請が必要な世帯も出てくる場合もございますので、その場合には、申請書の提出をお願いすることになると思います。

支給時期につきましては、議決が賜りましたら速やかに手続を進めていきたいと考えておりますが、対象者を抽出するに当たってはシステム改修が必要となってきます。それが今のところどの時期にシステムを改修できるか、まだ未定でございますので、いつ頃というのはお示しすることはできない状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 できる限りプッシュ型で行うということでしたけども、ただ、新たにその対象になる方ですね、これは申請をしてもらわないといけないのかと思いますが、その住民に対する周知はどのようにされるお考えでしょうか、お聞きします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

対象となる方に不利益が生じないようにホームページ、公式ラインのアカウント、あと住民に広く周知するために自治区にご協力いただきながら回覧等で周知をさせていただきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 大体こういう給付金とか新たな給付金が給付される場合は、まず対象者を選び出すためにそのシステムの改修が毎回必要になってきます。そのシステム改修にどれだけが期間がかかるかによって、その対象者の手元にいつ頃届くかというのは不明確な状況だと思いますが、少なくともこれは今年度内にいけるのか、3月末までにいけるのか、それ以降にかかってしまうのか、その辺はどうでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。今現在、手元に国からの質疑応答集がございまして、そちらでは国で考えられているのは、申請期限が遅くとも令和7年7月31日まで、支給決定につきましては遅くとも令和7年8月31日までと示されております。

ただ、国も特に物価高の影響を受ける低所得者に対する速やかな支援を届けるということで、必要な限り可及的に速やかに進められるようにということもここに明記されております。岬町といたしましても、できる限り支給を早めたいと考えておりますが、今、システム会社に問い合わせたところ、まだいつ頃システム改修ができるかというのは未定というところでございます。別の方法がないかというのを今、模索しておりまして、1つ別に支給システムをされている業者のほうも今、問合せをさせていただいて、今回はそのシステム会社の見積りで予算要求をさせていただいております。

ただ、その分につきましてはかなり職員の手がかかるような手続になりますので、その辺も含めて今の体制でどのように対応していけるのかということも考えているところで、今、議員が言われますように速やかにしていきたいというのは努力していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰議員 私からは深日小学校体育館の屋根改修事業費、こちらについてお伺いしたいことがあります。

まず、今回、深日小学校の体育館の雨漏りや生じているというところから防水工事を行う、その設計にかかる費用の補正予算という説明でしたが、もう少しこの雨漏りの状況というところを詳しく説明をお願いしたいです。実際にどれくらい雨漏りをしているのかと。今、普通に体育とかそういった授業で使える状況なのかというところ。

あとは空調機器が設置されていると思いますが、そこがこれまでも雨漏りがあったということであれば、空調機器には特に影響はないのかという、これについてまず回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えいたします。

深日小学校の雨漏りの状況ですが、以前より雨漏りがよくありました。応急処置で部分的な修繕をしておりましたが、今回11月26日の大雨で9か所の雨漏りが発生いたしました。雨漏りを完全に止められるレベルではなく、業者にも相談したところ「抜本的な対策が必要」と判断したところ、今回の補正に計上させていただいたところであります。

また授業については、雨が降ってなかったら影響はないんですけども、降ってる場合、特に体育館は使用しますが、雨漏りのところは行かないようにコーンで行けないように設置をして対策を取っております。

また空調機につきましては今のところ影響はございません。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰議員 以前から結構、雨漏りがあって、11月26日の雨で、やはり雨漏り箇所が多くて何かしらの抜本的な対策が必要というところに伴ってと。現在は授業でも一応、雨漏りのところは使わない形で使えてはいると、今、ご説明があって、空調も現状は大丈夫との説明だったと思います。それは現状はそれでいけているのかと思いますが。

それで、今回、設計費用ということで、設計が完了してその後、工事となると思いますが、そのときにこの工事の完了時期は、いつ頃になるかわかりでしょうか。

というのも、これから今度、卒業式が控えてますね。となったときに雨漏りがある状態でやはり卒業式となると、できるだけそこはもう対策を行った上でその時期を迎えてあげたほうがいいのかと考えますので、その辺の見通しはどうなっているのかを教えてください。

あともう一点、深日小学校体育館は避難所としても使うと思います。今年度、能登の災害が正月にあったということもあるので、何かあったときに避難所として利用することができる状態なのか、もしも避難所として活用というのが難しいのであれば、代替施設というところを何か考えていらっしゃるのか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

工期については今回、補正を上げさせていただいたのは設計業務ということで、今年度中に早急に設計を行い、年度当初については工事費の予算を行っております。計上しております。

年明けて今期については、一応、予定としては8月を最終工期が終わるように、台風シーズンが最も早い時期でそれぐらいの時期になります8月、2学期からは改修が終了している状態を迎

えていきたいと思っております。

避難所については、雨漏りをしている場合は校舎のほうに移動していただくことも考えておりますので、雨漏りしている体育館に入ることがないようにしております。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰議員 今の説明だと工事自体はやはり卒業式までにということは難しいということなので、時期的なところは仕方がないのかと思います。あとは雨が降らないのを祈るのみかと思います。

あと避難所に関しては、何かあったときは避難された方々にこちらを使ってくださいと誘導等をしっかりやっていただくと、これは要望でお願いします。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 私からは長松自然海岸松林再生事業のことについてお伺いします。

この事業については債務負担行為ということで、借金いわゆる地方債を活用していくということでお聞きをしましたが、この植樹というか樹木の提供等というのがたしか大阪府から無償で提供できると聞いておりまして、先日も私は観光協会と岬高校が主催する植樹イベント、愛宕山でされた植樹イベントにも参加させていただいたときに、関係の皆さんからそういうふう聞いています。

松についても、これはできるんじゃないのかと思ったりしますが、その辺は確認はされたのかどうかということを1点お聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

定例会2日目に伐採の専決予算のお話のときにもいろいろと質問いただきましたけれども、その際には大阪府さんに現場に来ていただいて、お話も聞いたんですけども、松の無償提供があるというお話は聞きませんでしたのでないものだと思いますけれども、もう一度、確認させていただいて、無償で提供していただけるものがあるならば、対応していきたいと考えます。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 先ほど松尾議員から長松自然海岸の松林再生事業についてで「借金」というふうな発言がございましたけど、こちらは債務負担行為の設定ということになりまして、補足説明書に書かせていただいているように植樹イベント等を4月に行うことを予定しているということで、今年度中に契約行為等を行うために債務負担行為を設定していることになっております。

○竹原伸晃議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 一旦、大阪府に確認いただいて、やはり債務負担行為、借金。私は広く、その一般の住民の方々に分かりやすく表現をしているということをご理解いただきたいなというふうに思います。

もし大阪府から無償提供できるということであれば、もちろんそれにこしたことはないと思いますし、ここの限度額として412万5,000円の設定がその内訳として樹木の買い付けだなのか、ここに書かれてるのは、「人件費関係除く」と書いてるので、イベントを開催すると書いていますが、そのイベントの費用とかも含まれているのかどうかお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この412万5,000円の費用のほとんどは新たに植栽する樹木の費用となっておりまして、イベントも開催するという事で、植樹の支援も予算の中には含んでいただいております。概算で人件費、その分の対応費用として幾らぐらいかお聞きしたときには約10万円程度とお聞きしております。

○竹原伸晃議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 最後になりますので、もう1問だけお聞きしたいのですが、その樹木イベントとはどんなものを予定されているのか、もう少し詳細なことをお聞きしたいと思います。

例えばどのようなものか、詳細をちょっとお願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ご質問にお答えさせていただきます。

大阪府さんにも植樹のイベントとしてどういったものがあるかとかということも相談しながら、本町でも別の場所で植樹イベントをされたというところもありましたので、そういうところに聞き取りを行いながら計画を組んで行っております。

内容としては、できる限り大人から子どもまで地域の住民の方が参加していただきたいと思っております。子どもを中心にしたとは思ってまうけれども、地域の方も広報周知して参加希望のある方を募りたいとも思ってます。

そういった形で、そのときには少し大阪府さんにも協力いただけるかどうかをこれからですけども木の大切さといいますか、そういうところの学びもできるような簡単にお話をしながらですね、そういう地域で守っていく大切さみたいなものもそのときに学習していただく場を提供したいとも考えてまして、そういった形での大々的に費用をかけるというのではなくて、植樹についてはできるだけ職員で対応しながら、植える業者さんにもお手伝いをさせていただくと

というような感じで考えております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

奥野議員。

○奥野 学議員 先ほど谷地議員から深日小学校の改修の質問をされておりましたが、もう少し私からも質問させていただきたいと思います。

この体育館は私が6年生の秋に完成をした記憶があります。もう既に56年目だと思いますけれど、屋根がかまぼこ状の鉄板というか金属で覆われているように思いますが、かなりさびがきてるのかというふうな感じで雨漏りなのかなと思います。先ほど何か所かの雨漏りをされてるということでしたが、工事夏というふうな今、答弁だったと思いますし、これから来年度6月頃の大雨というか梅雨の時期を越さないと工事が始まらないのかなという気がいたします。

今回は設計費用の110万円ということで結構ですけれど、実際、工事をやる概算要求を既に出してはと思うんですけれど、その辺の工事内容とかが分かれば、少し参考に教えていただければと思います。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

工事内容につきまして概算要求をさせていただきまして、塗膜防水工事を予定しております。今回、夏を工事すると言ってたんですけれども、最短で当初予算が確定すれば、4月に入り契約をしていき、そうですね6月頃が雨の時期になっちゃうんですけれども、雨が降ると工事もちょうとストップかかっちゃうかなっていうふうには思います。

今回、多額のお金でさせていただくことになるんですけれども、雨漏りが今回ずっと続いておったので、5年は雨漏りしないような工事内容として塗膜防水ということで考えております。

○竹原伸晃議長 奥野議員。

○奥野 学議員 設計のことなので今回はあまり関係ないのですが、今、説明いただいて「塗膜防水」どういうものなのですか、少し、説明してください。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 奥野議員のご質問お答えさせていただきます。

塗膜防水のことということなので、まず、普通はどちらかといいますと、平な屋根に塗料装を3層ぐらい塗る工法ですが、その塗装を塗膜と言います。その防水をするこの体育館の屋根は、アールになってますのでね、全体の設計をまずさせていただいて、どういった方向で施工するのかどうかということです。現在、見積りを取ってるのは、塗膜防水になりますが、実際にこの設

計をしたらどういうふうな構造で工事ができるかというのが明確になってくると思いますので、今は設計をまず済ませてからというようなイメージを持っていただければと思います。

上手な説明はできなかったのですが、ご理解していただければと思います。

○竹原伸晃議長 奥野議員。

○奥野 学議員 専門的なことなのであまりよく理解ができないんですけど、膜を張っていく工事ということは分かったのですが、何かその設計の段階で、その工事も変わるかもしれないみたいな今、奥部長の答弁だったと思いますが、それによって予算的にもまた変わってくるというようなことになってくるのですか。その辺ちょっと設計をしないと分からないような部分があったように思いますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、設計といいますか、調査も含んでの設計になりますので、どうしてもどれだけの場所でどれだけの量がいるとか、塗膜防水を屋根全体に必要なか、その辺で金額は変わって来るかも分かりません。そのときに材料を確認して、もっと安い工法もないか、そういうところも見ていくのが、この設計の業務になってますので、その辺はご理解していただければと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 1点目のというか、債務負担行為について確認をさせていただきます。

今回、長松自然海岸で大規模な松枯れが発生をし、12月議会の2日目で専決の予算も可決させたわけですが、330本中242本を伐採したというご報告がありました。

それで、その議論のときにできるだけ原状復帰ということで切った242本に近い本数を植えるという計画になるのかなどに思ってるんですけど、さっき松尾議員から債務負担行為のことで「借金」という言葉が出ました。それで一応それに対して答弁があったんですが、債務負担行為というのは、地方自治体、国もそうなんですけど、年度1年間ずつの予算を立てて執行していくという関係上から債務負担行為というのが必要になるということは分かるんですね。

それで将来に義務的に発生する、要は翌年度以降につけというかそんな格好で事業をするという意味だというふうに思っているんですけど、これが必ずしもその将来、来年のことだけど、借金という形で支出することになるのか、そうではなくて一般財源から支出することになるのか、そこについてはまだはっきりしないというふうに思っておいていいのか、正確な理解が必要かなと思ったので、その点をまず聞いておきたいと思います。

それから、長松自然海岸の松が伐採をされた様子を見て地域の方も非常に胸を痛めておられましてね、やはり一定、お世話をされてきた方々なんかもおられるわけですから、本当に早い回復をというふうに思うんですね。枯れていた当時から、町にも心配の声もたくさん寄せられていたということも語られていましたし、私もそういう声も聞いてまいりましたが、やはり改めて現場を見に行くと本当に何と言ったらいいのかつらい光景ですよ。切り株だらけのあの一部の部分があったりしますから、できるだけ早く回復していく必要があるなと思っております。

今回こういう形で議員からもかなり「早く回復を」という声が寄せられたということもあるんだと思うんですけど、早い計画を立てられたということは評価したいと思うんですね。

それで、どんな内容かについては、まだ計画が固まり切っていないということのようだけれども、先ほど聞いた学びの要素も入れるということで、それは非常にいいなあというふうに聞いていて思いました。

それで、さっきの説明の中で、子どもを中心にしながらも地域の方も募りたいということでありました。それは植樹の権利といったら変なんですけど、そういうのを募集するみたいなそういうイメージを持っておいたらいいのか、聞いておきたいというのが2点目です。

それから、この長松自然海岸の松について、まとまった松枯れというのは以前もありましたよね。そのときも対応が取られたわけですが、やはり継続的な維持管理、これは前も言いましたけれど、その計画もしっかり持っていていただく必要があるかなと思うんですね。

それで今回の予算としてはイベントの予算だけということで、継続的な維持管理について、来年度の予算等で要求されているのかどうか、見通しがどうなのか。やはりボランティアの方の力を借りるというのは非常に大事なことだと思うんですが、継続性を担保しようと思えばお金はどうしても必要になってくるというふうに思いますので、その辺りの計画についても併せてお聞きしたいと思います。それが、1つ目の長松自然海岸松林再生事業に関わる質問でございます。

それからもう一点、物価高騰重点支援給付金事業費について、私からもお尋ねしたいことがあります。

先ほど、坂原議員のほうから詳しく内容について質問をされて、答弁をお聞きしました。「できるだけ早く」と担当課もそのように思っていると思いますし、本当に待ち望まれているところだと思いますので、急いでいただきたいとは思いますが、システム導入について相手のあることですので、できるだけ早くということを願うしかない状況であります。

それでちょっと細かいことですけど委員会付託がないので聞くんですけど、先ほどの答弁の中で「周知について、町のホームページ、公式ライン、回覧等」とおっしゃったと思うんですね。

だけど私たちがいただいているこの補足説明資料の中には、「各戸配布用チラシ等」と書いてるんですよ。よく行政の説明の中には「等」と、「など」と書いて「等」というのがよくあるんですけどね、先ほどご答弁なさった「回覧等」というのは、この「チラシ等」の具体的な中身は回覧という意味ですか。回覧と各配布は大分、違いますね。だからどっちかなと思って聞かせてほしいということが1つです。

それから、プッシュ型の問題です。

最近、コロナ以降、プッシュ型が流行ってますけども、プッシュ型は迅速に対象者に振り込まれるという意味で優位性があるとは思うんですけど、この補足説明の資料の中に確認決定通知用封筒というのがあるんですね。これがそのプッシュ型のことを指して関係あると。プッシュ型の支給をするときの確認書が必要になりますね。そのことを指してるのか。

何かさっきの説明を聞いてると、例えば、過去の直近の分ですね、いろんな給付金の事業があって、直近の情報で振込先なんかがもう分かっているという方にはプッシュ型でというふうにおっしゃったと思うんですけど、そういう方も含めて、やはりこの確認書というもののやり取りが必要だというふうな手続になるんでしょうか、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、周知の方法につきましては「回覧等」という表現はさせていただきましたが、回覧か各戸配布どちらかと考えております。

ただ各戸配布になりますと、地元の自治区の役員さんにお手間をかけますので、どちらがいいのかというのはちょっと担当として検討させていただいて各戸配布のほうが周知に有効であるとなれば、地元のほうにお願いをして協力をしていただきたいなというふうに思っております。

あと確認書の件でございます。プッシュ型になりましたら確認する必要はなく、こちらに振り込みますよという通知のみとなります。ただ、振込先の変更とかの場合は提出していただく必要がありますので、まずは口座に振り込むということであれば、確認書の提出等は必要ないと考えております。

○竹原伸晃議長　財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長　私からは長松自然海岸の債務負担と財源についてご答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほど私、答弁させていただいたとおり債務負担行為を今回、設定させていただくということになるんですけども、令和7年度の当初予算でそれに対応する歳出予

算を編成するということになります。

財源につきましては、現在、当初予算の編成作業を行っているところではあるんですけども、森林環境譲与税を含めてそれ以外の補助金・支援金を可能な限り活用して、町の負担の軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目に、地域の方の募り方といいますか方法ですけれども、今どれぐらいの植樹の本数をその植樹イベントとしてやるかというのをまず決めないといけないんですけども、それによって、まず子どもたちの参加の状況というのを固めていきたいなと思ってます。それで定員を決めて、ホームページ、公式ライン、回覧等で募集することになるかなと今、計画しているところでございます。

それと本数のこともちょっと出ましたけども、実際に議員おっしゃってくださったように242本の伐採をしました。同じぐらいの本数を植栽すればいいのかと、専門家に相談もかけた内容でいいますと、使うのはクロマツの苗木ということで、抵抗性のある要するに松枯れに強い松を採用しながら植樹する予定にしておりますけれども、早期に再生して内容を植栽するほうが成長段階にある木よりもコスト面も安くつくということでございます。

ただ、成長段階で樹木の一部が枯れ死するとか、下草刈りを十分にしていけないといけないんですけども、まだ小さい段階でちょっと弱ってしまうというのもありますので、それよりもやはり伐採した本数よりも多めに植栽していくのが適正なやり方だというふうにお伺いしましたので、ほぼ倍ぐらいの予定をしております。単価につきましては1本1,300円から1,400円ぐらいのことになります。それで先ほど、内山部長が申し上げたとおり来年度の当初予算に計上させていただいております。

財源の活用については、内山部長が申し上げさせていただいたとおりになります。

保全の考え方ですけれども、保全の考え方についても一応、聞き取りをして、保全方針といいますか、そういうものを運用していくに当たって取りまとめておるんですけども、現存しているクロマツがありますけれども、その防除については最低でも年1回、毎年4月中旬に薬剤散布をするのがいいだろうと。また当冬期中には1月から2月頃ですね、これについては樹幹注入するやり方が一番適しているのではないかとということでございます。

新たに植栽する松の保全につきましては、かん水というのは、クロマツは基本的には水を欲しがらないらしいんですけども、だからそんなに神経質になる必要はないらしいんですが、植栽年

とその翌年については、梅雨明けから9月中旬までに3回から5回、かん水作業をするのがベターだろうと。下草刈りについては植栽から5年から7年は夏場の下草刈りが必要だということで松の成長に応じて夏場中に2回刈りか1回刈りかをしていくと。それは現場の状況を見ながら専門業者と話をしながら、2回にするか1回にするか決めていく形になるかと思います。そういう必要がありますので、そのための予算はまた当初予算で計上していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 先にお答えいただいた物価高騰重点支援の給付金のことですけれども、周知について、回覧か各戸配布かと。「周知に有効な方法」とおっしゃったんですけど、私は周知に有効なのは、各戸配布やろうというふうに思うんですね。自分の手元に残るから。

だけど対象になる方、ならない方いろいろですし、あとはお配りいただく体制ですね、自治区と相談ということで、現場でご無理のないように、だけど対象者にはしっかりと情報が行き届く努力をお願いしておきたいと思います。

それから、しつこいようですけど、債務負担行為のことなんですけど、「債務」という言葉がついてるから何か借金みたいに思うんですけど、そうではないということははっきり言っただけもらいたかったんですけどもね。

もちろん結果として借金で手当するということも起こり得ると思いますけれど、この場合のその債務負担行為というのは将来の義務的な経費を、将来というか翌年度以降の義務的な経費を今年度に計上しておく。そうしないとこの事業が先に進まれないと、進められないと、そういうことというふうに理解はしておきますね。

それで、詳しく再生事業についてご説明をいただきまして、いろいろな専門家からの意見も聞いて、保全についての計画も立てていただいているんやなということがよく分かって非常に安心をしました。ぜひ再生事業がうまくいくように、長期にわたる管理も含めて財源も大変でしょうけれども、続けていついていただきたいなと。いいスタートになるような記念事業となればよいなというふうに期待をしておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 先ほどの債務負担行為のちょっと補足の説明ということになるんですけども、いわゆる借金というふうにはならないというふうには考えております。

この債務負担行為に基づきまして、このイベント等について契約等を今年度中に行うんですけれども、それに対応したですね、例えば、契約したということであれば、その契約に基づいた歳出を翌年度で計上するというふうになっていきます。

その財源につきましては、先ほど申し上げましたけれども、今、令和7年度の当初予算の編成作業を行っているところなんですけれども、様々な財源がございますので、可能な限り財政としましては特定財源を活用して町の負担の削減を図っていきたいという気持ちで今、編成作業を行っているというところになっております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

出口議員。

○出口 実議員 先ほど深日小学校の体育館の件で塗膜工事を実施していくというふうに説明があったんですけども、今現在の深日小学校の体育館の屋根の原材料は何を使ってるのか。

そして、先ほど松井次長のほうから、塗膜作業をやるに当たって、大体ちらっと耐用年数が5年とかというふうな話をされたように、間違ってたらごめんなさいね。聞きましたんやけども、その辺で多分、この設計費用を上げる前に当然、現場の確認はしてると思うんですけども、そういう中で塗膜工事だけで屋根の補修ができるのかどうか。私は多分、鉄板かトタンであればですね、もう多分腐っていて、そういう中で雨漏りがしているのではないかなというふうに受け止めたんですけども、その辺は再度、一度その材料の部分だけちょっと確認願えませんか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

平成7年に全面シート防水工事を行いました。もう30年経過しております。経過とともに経年とともに接着力が低下し、太陽熱によって執着を繰り返しております。結合部や橋の部分が剥がれてしまっておるところでございます。これが今回の今までの雨漏りの現状となります。

このような全面シート防水をしてしまうと、また同じようなことが雨漏りがしてしまうということで、塗膜防水がいいのではないかとということで、塗膜防水に予定をしたところなんです。5年ということをしてしまってたんですけども、このような防水工事というのは5年からということで今現在、淡輪小学校の体育館の屋根ですね、過去に台風で飛んだ記憶があると思うんですが、その屋根も同じような塗膜防水をしております。それにつきましても今回、深日小学校のようなことがないということで全面シート防水工事と同じようなことはならないということで、今回、塗膜防水を考えたところでございます。5年からもつということですので、5年以上もつと思います。かなりもちます。

今回、全面シート防水については30年もたってるので、今回このような形になってしまってるので、それ以上はもつと思います。

○竹原伸晃議長 出口議員。

○出口 実議員 ありがとうございます。松井次長の説明はよく理解できます。

ただ、平成7年に全面シート防水をやっているという形の中で、私はなぜ今現在、屋根の材料は何が使われているのかと問いかけたのは、もう30年もたっている中で、もともと直の鉄板がもう腐っているんじゃないかというふうに捉えたんですわ。それでこういう質問をさせてもらったんですけども、大体ちらっと聞いた話では、約2,000万円ぐらいの費用をかけてやるということであるんであったら、これ5年から10年もったとしてもですね、もうその前に30年前にこういうふうな工事をしてあって、また現状、雨漏りがしているというのであれば、もう少し検討していただいて、やはり仮に屋根の基本となる張り替えからやっていかないと。また2,000万円弱のお金がかかってくるのではないかと思いますので、仮に3,000万円でもかかっているものであったら、やはり全面張替えをするほうがより以上に効果があって経費も抑えられるのではないかと考えますが、その辺どのように思われますか。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 出口議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほども松井次長がお伝えしたように、今は、シート防水で施工されているということで、この塗膜防水工法のメリットということ、まず、ここでご説明させていただきたいと思います。

塗膜防水工法は、もともとの防水層があったとしても、シート防水ですね、それを撤去する必要がなく、産業廃棄物が出ない工法であるため、その分、費用を抑えることができるということです。

あと、一番難しいところが、通常、継ぎ目から水が浸入するリスクがあるが、塗膜防水工法の場合は、継ぎ目のない仕上がりとなり、水の浸入のリスクが少なくなるということが一点。

もう一点、塗る作業、これ先ほど、私がお伝えしましたが、液体のペンキを塗るような形で塗る作業のため、排水溝の周りなど複雑な形状の箇所でも施工することができる、確実に施工できるというメリットがあるとインターネット等にも内容が説明されております。

また、私も、先ほど同じことをお伝えしたように、今回、設計業務の委託を出していますので、議員が今おっしゃっていただいたように、下が鉄板であれば傷んでいるところ、その辺も調査や確認作業はできると思いますので、今回の予算(案)を議決いただいて、またその予算内での可能な範囲の調査も検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 出口議員。

○出口 実議員 ありがとうございます。奥部長の説明もよく理解ができます。

今回の設計業務の中で再度、6か所か7か所の雨漏りがあると聞いております。そういう中で、もう何年かの雨漏りがあった中で、やはり基本的に今の原材料が腐ってあったり、その下の木材が腐ってたりしますとね、やはりまた後のお金を追加していかないといかんということができませんので、しっかり検証していただいいて、十分な修理をお願いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論をいます。

これより議案第88号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第8次）についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第89号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第3、議案第89号令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、令和6年度人事院勧告に基づく給与法の改正に準じた条例改正による賞与及び月例給の増額など国民健康保険特別会計で支弁する職員給与等の調整に係る経費について編成いたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,490万5,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明をいたします。

議案書の2ページをご参照ください。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご覧ください。

繰入金、他会計繰入金につきまして110万8,000円を増額計上いたしております。内容としていたしましては、令和6年度人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い、国民健康保険特別会計で支弁する職員給与等に係る経費について変更が生じたことにより、増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出予算の概要について、ご説明をいたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ及び10ページを併せてご覧ください。

総務費、総務管理費につきまして110万8,000円を増額計上いたしております。内容としていたしましては、令和6年度人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い、給料として61万3,000円、職員手当等として41万9,000円、共済費として7万6,000円をそれぞれ増額計上するものです。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第90号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第4、議案第90号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、令和6年度人事院勧告に基づく給与法の改正に準じた条例改正による賞与及び月例給の増額など、介護保険特別会計で支弁する職員給与費等に係る経費について予算編成をいたしております。

また、歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております総務費、地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し計上しているものでございます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,910万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の2ページの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

保険料、介護保険料につきましては、人事院勧告に基づく人件費の財源調整に伴い、第1号被保険者保険料23万2,000円を増額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金といたしまして34万8,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の財源調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業7万3,000円を増額、地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業27万5,000円を増額計上いたしております。

次に、支払基金交付金、支払基金交付金につきましては、人事院勧告に基づく人件費の財源調整に伴い地域支援事業支援交付金7万8,000円を増額計上いたしております。

次に、府支出金、府補助金といたしまして17万4,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の財源調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業3万6,000円を増額、地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業13万8,000円を増額計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金といたしまして152万5,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の財源調整に伴い、地域支援事業繰入金介護予防日常生活支援総合事業3万6,000円を増額、地域支援事業繰入金包括的支援事業任意事業13万8,000円を増額、その他一般会計繰入金135万1,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

まず総務費につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い、総務管理費85万5,000円を、介護認定審査会費49万6,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

次に、地域支援事業費につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い、一般介護予防事業費29万1,000円を、包括的支援事業任意事業71万5,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第90号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第5、議案第91号、令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君

○南総務部理事 日程第5、議案第91号、令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次）についてをご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,539万5,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金、深日地区財産区基金繰入金110万円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

諸支出金、繰出金といたしまして、一般会計繰出金110万円を計上いたしております。内容としましては、一般会計で実施します深日小学校体育館屋根改修工事実施設計業務の財源として

繰り出すものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号、令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第3次)についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は13時00分からいたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

○竹原伸晃議長 日程第6、議案第92号令、和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第3次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

下水道理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道理事 説明の前に議案書の差し替えがありましたことについて謝罪いたします。大変申し訳ございませんでした。

日程第6、議案第92号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第3次）について、ご説明いたします。

補正予算の概要としましては、人事院勧告に基づく人件費の調整です。

予算書の1ページをご参照願います。

第1条は、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによると定めています。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入は、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、既決予定額2億9,276万7,000円に89万1,000円を補正し、計2億9,365万8,000円に補正するものでございます。

支出につきましては、第1款下水道事業費、第1項営業費用、既決予定額4億4,269万6,000円に89万1,000円を補正し、計4億4,358万7,000円に補正するものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた経費の金額を次のように定めるものです。

職員給与費の既決予定額2,951万4,000円に89万1,000円を補正し、計3,040万5,000円に改めるものです。

第4条は、予算第9条中1億9,627万1,000円を1億9,716万2,000円に改めるものです。

予算説明書の3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、収入は7ページ、8ページに、支出は9ページ、10ページに記載していますので併せてご参照願います。

収入について、ご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入は、1款下水道事業収益、2項営業外収益、他会計補助金を既決予定額1億7,223万2,000円に89万1,000円を補正し、計1億7,312万3,000円に補正するものです。内容としましては、本補正予算編成に伴う必要な財源といたしまして、他会計補助金89万1,000円を計上しております。

支出について、ご説明いたします。

3ページ及び9ページ、10ページをご参照願います。

支出は1款下水道事業費用、1項営業費用、管渠費の既決予定額3,965万5,000円に47万4,000円を補正し、計4,012万9,000円に補正するものです。内容としましては、人事院勧告に基づく人件費の調整です。

総係費の既決予定額2,153万7,000円に41万7,000円を補正し計2,195万4,000円に補正するものです。内容としましては、人事院勧告に基づく人件費の調整です。

4ページに予定キャッシュフロー計算書を、5ページ、6ページに予定貸借対照表を添付しております。

以上が、補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算(第3次)についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第7、議案第93号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第7、議案第93号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和6年人事院勧告を踏まえ、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配布しております説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明させていただきます。

また、お手元の議案書新旧対照表もご参照ください。

では概要資料1ページの上段、①岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は、期末手当の支給月数の0.1月の引上げと、翌年度の6月期、12月期の賞与の支給月数の均等化です。

一覧表に基づいて説明いたします。

表は3段で示しております。上段は現行、中段は令和6年度の改正後、下段は令和7年度の改正後の議会議員の期末手当の支給月数を示しております。現行は6月期、12月期とも2.25月、合わせて4.45月の支給月数でございます。

ただし、改正後の令和6年度では6月期の支給が済んでおりますので、0.1月分を12月期に加え、12月期は2.325月、合計で4.55月の支給、現行よりも0.1月の支給月数の増となります。

次に、改正後の令和7年度部分をご覧ください。

次年度以降は、6月期と12月の期末手当支給月数を現行から0.05月ずつ均等に引き上げ、それぞれ2.275月分ずつの同月数での支給とし、現行の賞与支給件数より0.1月分の増と

なります。

最後に附則の内容でございます。

議案書裏面の改正案文をご覧ください。

附則第1項は、本条例は公布の日から施行とし、第2条の支給月数の均等化につきましては、令和7年4月1日からの施行としております。

また、附則第2項は、第1条の令和6年12月期の0.1月の支給月数の引上げが可能となるよう、賞与算定の基準日である12月1日から適用できるようにするものです。

最後の附則第3項につきましては、期末手当の内払い規定で、改正前の現行割合で支給された期末手当は、内払い、部分払いとみなし、差額支給による精算ができるよう規定するものでございます。

改正内容の説明は、以上でございます。

一般職の職員の給与に関する条例改正や会計年度任用職員の処遇改善など職員団体との協議を重ねていたため、例年、一体として上程させていただいている4本の報酬給与条例が追加議案となってしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

谷崎議員、中原議員、賛成ですか反対ですか。

それでは谷崎議員。

○谷崎整史議員 議員報酬の改定について、反対の討論をいたします。

私どもの議員報酬につきましては全て税で賄われているものでございまして、まず5割、6割を所得から徴収される。また非課税であっても高齢が多いという住民の環境の中を見ましてですね、住民サービスを第一に考えるべきであり、我々議員の報酬について引上げはいかがなものかというのが大阪維新の会の方針でございます。

過日の東北研修におきましても、政令市ではございません、通常の市町では、議員の報酬は市

であっても町であっても30万円程度以下になっております。そういうことを鑑みて、我々議員はもっと身を引き締めて自らを律するという意味で身を切る改革を進めるという意味も込め、住民サービスを第一にお返しするというので、この提案に反対をさせていただきます。

○竹原伸晃議長 賛成の討論の方はおられませんか。

なければ、中原議員。

○中原 晶議員 議案第93号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に加わります。

今回の提案については、公務・民間ともに春闘の戦いの到達を受けて給与等の引上げが行われるということでありまして、それ自体は歓迎すべきと考えるものであります。

ただ議員については、住民に選ばれているという立場から、一時金や報酬等については住民生活の実態や住民感情への配慮が必要であると考えます。住民生活においては、長く続く物価高、物価の高騰に追いつかない低いままの年金や給与、そして国民健康保険料や介護保険料など必要となる支出が高い水準が維持されているといったような厳しい住民生活を考えると、議員について賛同できないと考える立場であります。

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第93号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第8、議案第94号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第8、議案第94号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和6年人事院勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給率を改定する

ため本条例に所要の改正をもらうものであります。

改正内容は、先ほどの概要資料に沿ってご説明させていただきます。また、お手元の議案書新旧対照表もご参照ください。

では、概要資料の下段の②特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は、先ほどの岬町の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の内容と全く同じで、期末手当の支給月数の0.1月分の引上げと2回の賞与の支給月数の均等化でございますので、説明は省略させていただきます。

附則の部分につきましても、議案書裏面の改め文をご覧ください。附則も先ほどの議会議員の報酬条例と全く同じで、交付日からの施行、令和7年4月1日からの支給月数の均等化、令和6年12月期で0.1月分の支給月数の引上げ適用、期末手当の内払い規定で差額支給による精算ができるよう規定するものでございます。

改正内容の説明は、以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第9、議案第95号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第9、議案第95号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和6年人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率や給料表を改定するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

先ほどの概要資料に沿ってご説明させていただきます。

概要資料の裏面2ページ、③一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

また、お手元の議案書新旧対照表もご参照ください。

改正内容は、賞与の支給月数の0.1月分の引上げと全体平均改定率3.0%の給料表の改定です。

概要資料2ページの一覧表をご覧ください。

まず、現行の正職員の期末手当、勤勉手当ですが、現行では6月期、12月期ともそれぞれ1.225月と1.025月で年間の賞与合計で4.5月分の支給となっております。

改正後の令和6年度では、人事院勧告に準じ、期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月ずつの増とするため、12月期の期末勤勉手当、当支給月数にそれぞれ0.05月分を加え、賞与全体の支給月数を4.6月とするものでございます。

改正後の令和7年度では、令和6年12月期に年間賞与の支給増、0.1月分を加算したため、期末手当、勤勉手当支給月数を6月期、12月期とも0.05月ずつ増加するよう支給月数の均等化を図るものです。

次に、再任用職員ですが、期末勤勉手当でそれぞれ0.025月の増で、支給月数合算で0.05月分の引上げ勧告になっております。正職員と比較して半分の支給件数の増ですが、賞与全体で現行の2.35月から2.4月となり、正職員同様、令和6年12月期に期末勤勉手当合算で0.05月の支給月数増とし、令和7年度の改正後はそれぞれの支給月数を均等化するものです。

次に、任期付職員でございますが、再任用職員と同様に、期末勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0. 0 2 5 月ずつ引き上げ、現行の賞与全体の支給月数 2. 4 5 月から 2. 5 月に引き上げるものです。

なお、会計年度任用職員の賞与、期末勤勉手当の改正に関しましては、この後、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正にてご説明させていただきます。

次に、月例給付分に関しましてでございます。

概要資料の 3 ページの中段、B の月例給についてのところをご参照ください。

月例給の令和 6 年人事院勧告内容としましては、民間給与との較差 1 万 1, 1 8 3 円を解消するため、月例給に関しては全体平均改定率 3 % の改定です。若年層に特に重点を置きつつ、おおむね 3 0 歳代後半までの職員に重点を置いて引き上げ、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して一般職及び教育職給料表を改定するものです。これが別表第 1、別表第 2 の条例改正となります。

再任用職員の給料月額、今回の改正で 1 級から 6 級まで一律 3, 3 0 0 円から 4, 4 0 0 円の引上げとなる勧告内容で、正職員、再任用職員の処遇に準じている専門職の任期付職員に関しましても、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して新給料表を適用します。

次に、議案書、裏面の第 1 条改正部分をご覧ください。

条例第 4 条の 4 の規定で、任期付職員の給料月額を 2 級、2 5 万 6, 7 0 0 円としていましたが、今回の一般職の給与表の改定に準じて、初任給の給料月額を 2 7 万 8 0 0 円、1 万 4, 1 0 0 円の増とします。

また、今回の条例改正をご承認いただけた場合、一般職の職員の給与に関する条例施行規則で規定している任期付職員の給料表を本条例の一般職の職員の給料表と同額に改定する規則改正を予定しております。

最後になりますが、附則について、ご説明申し上げます。

附則の第 1 項から第 3 項に関する部分でございます。

まず、附則第 1 項としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の関係、2 回の賞与支給の均等化に係る規定は令和 7 年 4 月 1 日の施行としております。

附則第 2 項としまして、第 1 条部分つまり月例給の給料表の改定等につきましては、令和 6 年 4 月 1 日に遡及適用する内容となっております。

ただし、会計年度任用職員の給料表の適用に関しましては、令和 7 年 4 月 1 日に適用するものとしております。

附則第 3 項は内払規定でございますので、本議会で議決賜りましたら、条例公布後に差額支給

による精算として支給するものでございます。

会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給月数に関しましては、この後の岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正にて説明させていただきます。

なお、令和7年3月議会で改定を予定している地域手当や扶養手当などの諸手当や休暇制度の見直し等に関しましては、財政部局や職員団体とも協議検討しながら決定してまいります。

改正内容の説明は、以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 お尋ねします。今回、追加の提案となった理由として、職員組合との協議に時間を要したということが挙げられていました。協議の内容について、ご説明をいただきたいと思います。

それから、説明の中で正職員について、今回の人勧では若年層に重点を置く月例給の引上げという方向が示されています。そうすると中高年層は何%程度の引上げになるのかなと。

再任用の職員については金額で3,300円から4,400円ということで増額改定であることは歓迎すべきことだと思いますけれども、1.3%なんですよ。人事院勧告で言うと官民較差が2.76%、要は民間が2.76%上回っていたというところからすると、1%台というのは年齢で様々差を設けるということそのものを否定はしませんがいかがかなと思いますが、この若年層に重点を置くということに伴って、中高年齢層は平均的に何%程度の引上げになるのかと。大まかな数字でもし分かればと思います。

それから、今回の人事院勧告では「給与制度のアップデート」という言い方をしておりますが、この給与制度のアップデートという中身についてどのように捉えておられるのか、参考にお聞きできたらと思っています。お願いします

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

まず、職員組合との協議内容の件ですが、いろいろな意見が出ましたが、特に正職員等に関する分に関しましては引上げ改定ということで人勧遵守でということで特に意見はありませんでした。ただ、地域手当と会計年度任用職員の処遇改定、その2つに関しましていろいろ意見が出ま

した。

それで地域手当に関しましては、地域手当の大きくくり化ということ都道府県単位で全国的に地域手当が変わるということで勧告を受けておりまして、岬町では今現在、6%の地域手当ですが、大阪府統一で12%ということで人事院勧告が出ていまして、いきなり6%から12%にというのがかなり急なことになりますので、段階的に令和7年度は6%から10%という指定を受けております。

地域手当が上がるということはかなり人件費が上がるような形になりますので、その部分に関して来年度地域手当がどうなるのかということをお話をしました。

それと会計年度任用職員に関しましては、国からは正職員と同じ基準で賞与にしても給料体系にしても同じような形でということで、国からはいろいろな指導はあるような形で、組合としても正職員と同等の賞与月数であるとか求められたのですが、今年度に関しましては、昨年の議会で条例改正で勤勉手当の支給を可決していただきましたので、令和6年度から勤勉手当の支給が始まった、一定の処遇改善が図られたということで、令和6年度、今年度に関しては現状維持という形で組合と話をして、最終的に今回の人勤による賞与の月数であるとか、給料表の適用に関しては、令和7年4月1日からという形で条例改正を上程させていただいております。

組合的には正職員と同じく職場で正職員を支えて頑張ってくれてる会計年度任用職員に関して、今年は何もない、現状維持というのは如何なものかということでいろいろな意見をいただきましたが、最終的には今現在、会計年度任用職員に関しては組合員ではございませんので、意見として言うておくということで、組合からはそういう結論をいただきました。

それから、今回の給料表の改定に関して中高年層に関して何%程度かということですが、その分に関しては特に詳細な資料は持ち合わせておりません。ただ、一般職の給料表で今回の条例改正で新旧対照表をつけておりまして、例えば、高齢層の管理職5級、6級になるのですが、5級の1号、これが新しく給料表の改定で5級の1号だと1万4,400円の増額という形になります。そこが一番改定額が大きくて、だんだん下がってきて、例えば、5級の68号あたり、後半のほうになってくると4,200円が一番差額の小さなところという形なりまして、5級では一番大きな差額が1万4,400円、一番小さい差額が4,200円の増額です。部長・理事職に関しましては6級の1号が差額1万1,900円、それからだんだん下がってきて、一番下のほうが4,400円ということで、かなり若手職員の1級から2級、3級、4級までと比べると、高齢者層とは上がり幅がかなり違ってきております。

例えば、中原議員おっしゃったように、例えば、1級の1号ですと差額が2万1,400円、

2級の1号ですと差額が2万2,000円、3級ですと2万400円ということで、1級、2級、3級、4級の中頃ぐらいまでかなりの上げ幅になってきてということで、5級、6級の上がり幅と比べるとかなりの差があるのかという感じです。

それから給料のアップデートにつきましては、ちょっと答えは違うかもしれませんが、今回の人事院勧告に関しましては、単に民間のお給料に合わせに行くというだけじゃなしに、その根本となるのが公務員の処遇改善ということで、最昨、若手職員の公務員離れが進んでおりますので、国のほうでも抜本的な給料改定をしないと人材確保につながらないということで、かなりの給与アップという形にはなっております。

人事としましては、人材確保という意味では処遇改善、給与の改定に関してはかなりありがたいことですが、ただ、全体的な人件費の増額のことを考えると、財政状況が厳しい中、そのまま人勧遵守ということで手放しに同じような感じで人勧遵守ということにはちょっとならなくて、今現在、予算要求の最中なんですけれども、来年度の地域手当に関しましては、会計年度任用職員さん、非正規職員さんの処遇に関しましては、これから組合さんとも継続協議もするし財政部局ともいろいろな話し合いをしていかないといけないので、個人的な意見で言いますと、なかなか財政状況を考えると、人勧遵守、今回のアップデートに全て乗っかっていくというのはなかなか厳しいところがあるのかという感じがあります。

○竹原伸晃議長 中原議員、どうですか。

○中原 晶議員 はい、結構です。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹原伸晃議長 反対の方の討論はございませんか。

それでは、中原議員。

○中原 晶議員 議案第95号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛同する立場から討論に加わりたいと思います。

先ほど、質問にお答えいただいた廣田さんは、梅干しを食べたようなしょっぱい顔をする場面

がありましたが、さっきお答えいただいた中高年層の給与の引上げについては、非常に乏しいものだと思いますね。

それで今回、人事院勧告を受けてということで全体に引上げということになっていることは歓迎すべきことだと思います。これは3年連続で月例給一時金の引上げということなので、また月例給については2%を超えたのは30年以上ぶりだということで、この物価高騰の下で当たり前ののですが、歓迎すべきことであると同時に、物価高騰の引上がり具合にはまだ追いついていないものと考えています。

この人事院勧告はよく皆さんご承知のとおりですが、公務員の皆さんにとっては労働基本権が剥奪されているという状態で、その代表機関としての役割を果たすべきものというところですが、今回の人勧はその引上げは歓迎しますが、不十分な点が多く見られると私は考えています。

先ほど指摘させていただいたとおり、正規の職員の月例給については若年層に重きを置くということは問題があるとは思っていませんが、比べて中高年層、それから再任用の職員の引上率が極めて低いという点が問題があると思っております。

説明がありましたが課題が残されているということで、後また協議をしていくということになると思いますが、各種手当ですね、地域手当がやはり深刻な問題だと思います。財源の確保という点で非常に難しい課題だと思いますが、今回、人勧でおっしゃったとおり「大きくり」という表現をなさいましたが、都道府県単位化という人勧の結果となったわけですね。

それで、これは前から地域手当については課題が多くて格差が多く残されているという問題がありますので、協議を引き続き、丁寧に重ねていただいて、地域手当については段階的な引上げということで、少なくともその10%ということが指定されているわけですから、そこは死守していただきたいと思います。

それから給与制度のアップデートの問題なんですが、ご答弁の中でお聞きした公務員の処遇の改善、人材確保の問題、これは非常に大事な問題であると思います。

それで私が懸念しているのは、給与制度のアップデートという掛け声の下で、能力主義だとか成果主義だとかそういった考え方の強化が行われるということへの懸念を持っているものがあります。

公務員というのは、言うまでもなく全体の奉仕者という立場であります。この給与制度のアップデートの中身は本質的には全体の奉仕者性を奪うものと考えるべきだと思います。あわせて、時の権力者に従順で物言わぬ公務員をつくるという形で、一部に奉仕をする公務員へと本質的な性格をゆがめようとするそういう考え方も人事院勧告では示されておりますので、その意味でも

代表機関としての役割は果たせていないと考えるところであります。

これからまだ協議が続くようではありますが、やはり一般職の職員の皆さんが、皆さんもそれぞれご家庭もありそれぞれの1人の人間でありますので、ゆとりのある経済力とゆとりのある仕事、それを実現していただくことが住民への豊かなサービスの実現ということにつながると考えるものでありますから、丁寧な協議を行っていただき、来年度の予算にぜひとも反映させていただきたいと期待を込めて賛同したいと思います。

○竹原伸晃議長 これにて討論を終わります。

これより議案第95号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第10、議案第96号、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第10、議案第96号、岬町会議年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和6年人事院勧告を踏まえ会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正行うものです。

先ほどの概要資料に沿ってご説明させていただきます。

概要資料の3ページ、④岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

また、お手元の議案書新旧対照表もご参照ください。

改正内容は、賞与の支給月数の0.05月分の引上げと、全体平均改定率3%増の給料表の改定です。

まず、現行の会計年度任用職員の賞与期末手当と勤勉手当ですが、期末手当・勤勉手当の支給

月数合計2.45月のみの賞与支給ですが、再任用職員・任期付職員の支給月数0.05月の引上げに併せて賞与全体の支給月数を令和7年などから2.5月とする予定です。

会計年度任用職員の処遇に関しましては、令和6年度から支給可能になった勤勉手当の支給により一定の処遇改善が図られていることから、令和7年4月以降の新たな雇用契約時より適応する予定です。

最後に附則部分です。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

改正内容の説明は、以上です。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 会計年度任用職員の皆さんの数や割合について、この機会にお尋ねいたします。

およその数で結構ですので、人数や全職員のうちに占める割合についてお聞きしたいと思います。お願いします。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

現在の職員数、会計年度任用職員の数ですが、職種別に申し上げますと、今現在、正職員が161名、再任用職員が18名、任期付職員が21名、会計年度任用職員が短い方も合わせて全部で223名、合計で423名の職員数という形になります。会計年度任用職員さんが223名ですので、割合的には52%程度かと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹原伸晃議長 反対の方の討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 ないようですので、中原議員。

○中原 晶議員 議案第96号、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、不十分ではありますが賛成したいと思います。

先ほど、職員の方々の数についてお尋ねをしました。岬町の役場にお勤めいただいている職員全体としては423人、そのうちの会計年度任用職員、以前、「臨時職員」とかいう言い方をしていた皆さんですが、その方々は223人ということで、およそ52%と、数字のことを突然、聞きましたがお答えいただいております。

先の説明で正職員を支えて頑張ってくださいっていると、会計年度任用職員の方を表現されました。半分以上が会計年度任用職員ということになっているわけですね。もちろんこれは人数ですので働き方としては短時間の方等もおられましようから、みんな同じ条件で働いている、同じ時間働いているというわけではありませんが、多くの方に公務労働を担っていただいている。その上で成り立っているのが住民サービスであるということを考えると、遡及しないということが私は承服しかねると、初めに不十分だと感じた点であります。

ただ、それは恐らく担当課も十分ではないということはお感じになられているのであろうというように説明の中の表情を見て感じておりましたので、会計年度任用職員の皆さんについても重要な役割を果たせていただいておりますので、さらなる処遇の改善に努めていただきたいと求めて、賛同したいと思います。

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

○竹原伸晃議長 これより、議案第96号、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第11、議案第97号、岬町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道理事 説明の前に、12月3日の定例会でご指摘いただきました大阪府条例の改正が

行われていなかったことについて、謝罪いたします。大変申し訳ございませんでした。

日程第11、議案第97号、岬町下水道条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、本条例の文言整理を行う必要があるため、本条例に所要の改正を行うものです。平成6年に大阪府公害防止条例、昭和46年、大阪府条例第1号が廃止されたことによることと、南大阪湾岸南部処理場は通称名であることから、名称を国が示している標準下水道条例の文言に改正を行うものです。

議案書の裏面をご覧ください。併せて新旧対照表をご参照ください。

岬町下水道条例、平成5年岬条例第25号の一部を次のように改正する。

第15条第2項中、「南大阪湾岸南部処理場で処理」を「その処理施設」（流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設をいう）以下同じで、処理2、「南大阪湾岸南部処理場」を、「その処理施設」に改める。

第16条第1項8号中、大阪府公害防止条例（平成46年大阪府条例第1号）を、大阪府生活環境の保全に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に同条第2項中「南大阪湾岸南部処理場」を「その処理施設」に改める。

附則としまして公布の日から施行するものです。

以上が、下水道条例の一部改正の内容です。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

すみません、先ほど「平成46年」と言ったところが「昭和46年」の間違いでございます。大変申し訳ございません。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第97号、岬町下水道条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第12、議案第98号、岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第12、議案第98号、岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。

議案書をご覧ください。

本件は岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって満了となることから、同年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設の名称は、岬町健康ふれあいセンター、所在地は岬町多奈川谷川495番地の1、指定管理者の所在地は和歌山県和歌山市太田120番地の6、名称は株式会社ソラ 代表者代表者は代表取締役 馬締博和でございます。

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者候補者選定の経過につきましては、議案書と併せて配付いたしております岬町健康ふれあいセンター指定管理候補者の選定結果についてによりご説明をさせていただきます。

指定管理候補者の選定につきましては、外部有識者を含む7名で構成する健康ふれあいセンター指定管理候補者選定委員会を設置し選定をいたしております。

対象施設等及び指定管理者候補者については議案書のとおりでございます。

続きまして、指定管理の募集状況につきましては、公募型プロポーザル方式を採用し、岬町のホームページ等に公募要項等を掲載し、記載の日程を経て応募された事業者は1社でございました。

選定委員会の審議経過につきましては、6月17日第1回の委員会を現地にて開催し、施設概

要の説明及び視察を行った後、公募要項、審査基準及び委員会の進め方等について議論を行いました。

第2回は9月17日に開催し、応募のあった事業者によるプレゼンテーションを実施し、提案内容の説明、質疑・応答の後、委員による意見交換を行いました。提案内容について委員のほうから「さらに説明を求めたほうがよいのでは」との意見がありましたので、後日、事業者への質疑を含め内容説明を求めることとし、各委員からの評価項目ごとの裁定には至りませんでした。

次回委員会の開催までの間、事業者に対して追加資料の提出を求め、第3回は10月15日に開催し、事業者からの追加資料についての説明、質疑応答の後、委員による意見交換を行いました。人員確保等について委員のほうから、「指定管理が開始するまでに人員確保ができるのか」との意見がありましたので、具体的なスケジュールの内容について事業者に対して書面による回答を求めることとし、委員による採点は、その内容を踏まえて次回、委員会で行うこととなりました。

第4回は12月1日に開催し、事業者から書面による回答及び前回までの資料を含め意見交換を行い、審査基準に基づき評価項目ごとに採点の上、指定管理候補者を選定いたしました。

選定方法は岬町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第4条に定める選定基準及び本選定委員会において定めた審査基準に基づき、各委員が評価項目ごとに採点し、委員全員の採点が基準点の60点を上回り、応募者を指定管理候補者として選定するか否かについて審査いたしました。

なお、応募者が1社でありましたが、応募要項には1社であっても検査を行う旨を明記しております。

選定審査の結果につきましては、選定審査の結果の表のとおりで、評価点の平均は68.9点でございました。選定委員7名の評価点の平均は、基準点の60点を超えており、最終得点を踏まえた委員協議により、指定管理候補者として適当と認めるとして決定をいたしました。

選定理由といたしましては、当該指定管理候補者は、自然を生かした様々な体験サービスを提供している管理運営ノウハウを生かした新たなサービスの提供による利用者間のコミュニティの創造が期待できること。

また、既存施設の利用と新たなサービスを組み合わせたプログラム等による年代に合わせたプログラムの実施の提案がなされており、健康な体づくりのための意識の向上により医療費、介護費の抑制を含めた財政負担の軽減が期待できること。

そのほか、子育て世代へのサービス環境の充実や高齢者支援、交流人口増に向けた事業実施に

よる関係人口の拡大等、移住や定住につながる事業に積極的に取り組むことにより、さらなる健康ふれあいセンターの魅力向上が期待できることなどが評価採点に反映されたものでございます。

なお、指定管理料の提案額は年額5,466万9,000円でございます。

最後に、今回、応募者が新規事業者の1者であったことから、選定により慎重な審議が行われ、当初の予定より大幅に期間を要したことで追加提案となってしまう申し訳ございませんでした。

以上が、岬町健康ふれあいセンター指定管理者の指定についての説明でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定についてお伺いいたします。

皆さんご存知のように健康ふれあいセンターはジムやプール、お風呂とかそういう施設が町民の皆様に喜んで使っていただける施設でございますが、この指定管理を受けられた株式会社ソラさんというのをホームページで見させていただくと、ぶらくり丁でボルダリングを経営されてるということで、少し言葉は悪いのですが毛色が違うと申しましょうか、少し内容が違うんじゃないかという気がしますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今回の選定委員会の委員の中からもそういったご意見もございまして、プレゼンテーションを聞く中で、まずは現状の施設を維持管理しながら今、行っているプール事業、お風呂、またトレーニングルームとかそういったいろいろな部屋を活用するというのがまず大前提というところを確認させていただいた上で、今、運営されているそういった事業のノウハウを生かした魅力ある新たな健康ふれあいセンターをやっていきたいという意向もございまして、担当としても期待をしているところでございます。

○竹原伸晃議長 瀧見議員。

○瀧見明彦議員 次に、選定理由のところですが、「新たなサービス」という言葉が2か所にうたわれております。よろしければこの「新たなサービス」言っただけの範囲で結構なので、この新たなサービスがどういうものであるのかということ。

それともう一点、利用料金ですね、町民の皆さん一番気になるのがその利用料金だと思います。

利用料金をどのようにお考えになられてるのかというのもお分かりになられるようでしたら教えてください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問お答えをさせていただきます。

今、瀧見議員から当該事業者につきましてはボルダリング、クライミング事務の経営をされているのですが、それ以外に従来からオールクライミングジムを中心として、ハイキングやトレイルランニング、またボルダリングやウオーキング、サップ、そういった自然を生かした体験、アウトドアアクティビティサービスを主な事業として展開をしております。

その事業ノウハウを生かしてアウトドアアクティビティを利用した事業を新たに提案されたということで、例えば、ランニングやハイキングといった自然を活用した体験できるイベントの開催、プール事業と既存事業の見直し、例えば、プールの一般開放、施設内にボルダリング用の壁を設置し、子どもスイミングとキッズボルダリング会員の新設、近年、サウナ活動を行う愛好家が増えていることからサウナ施設を充実させるなどといったような、より多くの世代向けの既存事業の利用促進を図る中で、多くの世代の健康意識の向上を図る事業の提案がされております。

また、コワーキングスペースの設置等、施設内のスペース利用方法の検討や住民参加型のイベント開催による世代間の交流を図ることで、施設の魅力向上に努めるとされております。

ただいま紹介させていただいた内容につきましては、来年4月からできるものではないので、この5年間に於いて徐々に計画的に実施されていくものと考えておりまして、そういった利用料金等の部分については、まだ未確定なところでございます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私から幾つかお伺いしたい点があります。

まず、先ほど瀧見議員から、会社のホームページを見させてもらったらボルダリングをやっているというような話がありましたが、ホームページを見つけられていなくて、この株式会社ソラさんの情報が全く分からない状態なんですね。

これだけの施設を管理していくとなったら、多分、前回も明治スポーツプラザさんという、かなりバックには大きい企業があるような関連会社さんだったので、そういった点でこういった施設管理という点に関しても様々なノウハウがあると思いますが、やはりそれなりの企業、規模だったりとか実績ノウハウというのが本当にあるのかという点を少し心配してます。

この株式会社ソラさんの従業員数とか設立年月日、あとは業績だったりとか、事業内容は先ほ

ど説明いただいたので、そういったボルダリングとかアクティビティ系をやってるのかなと思いますが、施設管理の過去にそういった経験があるのかどうか、そういった点を少し教えていただきたいです。

あとは審議経過も少し気になっていて、前回の指定管理の選定の審査のときには1回で、同じ会社さんがもう一回指定管理というところで申し込まれたこともあると思いますが、1回の審査で選定に至ってるというのはありますが、今回は合計3回、やはり委員の方もいろいろ初めての会社さんだし気になる部分がいろいろあったのかと思うのですね。

その中で先ほど、松井部長からは第3回のところで「人員の確保等について、一部疑義が残った」というようなご説明がありましたが、この議案書の説明資料には、「人員配置等に」と書いていて、配置というのは、意味合い的にやはり自社の人員を配置するのか、それとも新しい人員を確保するのかと、少し意味が違ってくるので、この辺、正確にもう一度、説明をお願いしたいのと、この「人員配置等に一部、疑義が残った」という点、この辺について、どういった疑義が残って、この事業者のほうからそれに対してどのような回答があったかということについて、この部分はやはり施設管理においてかなり重要なポイントなので、これについても回答いただきたいです。

あとは、この選定審査の結果の部分ですけれども、結構、委員の方によって大分、配点に差があるということが気になってます。

特に、4番の適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項。ここで、割と9点という配点の半分以下の点数をつけてらっしゃる方もいれば満点をつけていらっしゃる方もいる。この辺の委員の方のこの配点に対する評価の違いというのはどういったものなのか。

同じく5番のその他管理に関して必要な事項、ここも半分以下の4点とつけてる方もいれば9点とつけてる方もいると。この辺の各委員の配点理由を教えてください。

あと最後に選定理由の部分で、今回は先ほど、瀧見議員が質問されたとおり前回は、具体的にこういった「取組をします」とか、あと経営基盤に関してもバックボーンがかなりしっかりしてるとか、そういった明確な理由が書かれていましたが、かなり抽象的な理由でなかなかこれが選定理由としてこっちも把握しづらい部分がありますね。

上の2つに関しては、私も新たなサービスとは何なのかというところが気になっていて、それは先ほどの答弁である程度、理解はできたのですが、3つ目の選定理由、「子育て世代へのサービス環境の充実や高齢者支援、交流人口増に向けた事業実施による関係人口の拡大等、移住定住

につながる事業」この辺も何か具体的な提案があれば、説明をいただきたいです。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷地議員のご質問お答えをさせていただきます。

複数ありましたので、答弁漏れがございましたら、またご指摘いただければと思います。

まず今回の指定管理候補者の事業者でございますが、設立につきましては2008年が設立となっております。

ただ、先ほど、説明をさせていただいたとおりこういった大きな施設を管理した経験はございません。

あと、その件につきましては、今回の選定委員会の中でもいろいろ議論していただいた中でございまして、本当に管理してもらえるスタッフがそろえられるのかどうかなどですね、そういった議論がございまして、今回、複数に分けて前回以上の、倍ぐらいの選定委員会を開催して、慎重に審議をしていただいたところでございます。

まずは委員が気にされたところにつきまして、人員の配置の部分で今までどおりの管理運営ができるのかというところで、まずは正職員は株式会社ソラから2名、代表も含めて、あと今現在、非正規の方々の雇用も含めて人員配置を考えているという点と、あとプール等のインストラクターにつきましては、関係する事業者からのインストラクターの確保はもう既にできているということと、あと知人からの紹介でインストラクターも雇用が確保できるというような内容が示されております。

そういった内容を説明していただく中で、あと来年4月から本当に引き継ぎを終えて通常どおり施設を運営できるかどうかというような点で、まずは今、非正規の方々の継続についての意向もある程度、確保できたということで、今、非正規で勤められている方も継続して4月以降も勤務していただける環境が整いつつあるということも確認をさせていただいた上で、選定をしていたところでございます。

あと選定理由です。

選定理由の子育て世帯へのサービスの環境の充実という点につきましては、子どもスイミングのお子様を送り迎えされる子育て世代の方々をターゲットにロビーのところにコワーキングスペースを設けて、Wi-Fi環境も整えて、そこでコミュニケーションを取っていただけるようなスペースの確保等も視野に入れているというようなところで、そういった子育て世代の施設利用も考えられているということです。

あと先ほど説明させてもらったいろいろな取組をする中で、全てそれにつながるかどうか分か

りませんけれども、それが交流人口の増加や関係人口拡大につながるものであるというようなことを総合的に判断したというところで、こういうふうを選定理由の中に書かせていただいたところでございます。

よろしいでしょうか。

従業員数は5人となっております。

あと、資料にお示しさせてもらっています選定審査の結果で、項目4のうちに各委員の点数の格差があるということでございますけれども、いろいろ意見交換していただいた上で最終的に点数を入れていただいておりますので、この点数の差については具体的に委員のほうから意見を求めたことはないのでも分かりかねるところがございますが、いろいろ意見交換する中で、適正な管理業務が見込めると感じていただいた委員の方については点数が配点が高かったと思われますし、今いろいろ聞いている中で、やはり新規事業者ということなので、なかなか本当にやっていただかないと分からない部分もあるということで、そういったことも点数に反映されてこういう差が出たのかなと思っております。

あと、その他の管理についても、少し4点と9点という差がございますが、実際に具体的な意見は委員から聞けてないのですが、それぞれの感じた部分でこういう配点になったのではないかなと思っております。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 初めての会社さんだし、先ほどの答弁で従業員数が5名、正職員が恐らく5名ということなのかと思いますが、そのうちの2名をピアツツァ5の指定管理として恐らく常駐という形になるのかと思っております。

あとは人員の確保というところにかなりやはり課題があるのではないかと、今、聞いても少し心配になっております。

そこでさらに少しお伺いしたいのですが、非正規の職員を来年度以降も継続雇用するということである程度、話がついているということなのですが、この施設を管理するに当たってトータル的には何人ぐらい必要と考えていて、それで正職員2名以外に、現時点で何名確保済みというところの数字的な点を教えていただきたいです。

あとはこの株式会社ソラさんの業績関係についてまだ答弁いただけてないので、そこについて分かればちょっと回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問お答えをさせていただきます。

職員の確保、人員の確保につきましては必要人員は17名と予定をしております。そのうち先ほど言われました株式会社ソラの現在のスタッフ2名、それと知り合いの個人インストラクターの内諾は2名いただいていると。あと取引会社からの工事インストラクターについては内諾1名をいただいているということと、あと現職員の引き継ぎについては11名程度は、具体的にはまだ指定管理候補者としてですので動けてないので、今、現指定管理していただいている業者のほうから今、非正規で雇われてる方の意向を聞いていただいて、指定管理者が変わっても継続して雇用する希望があるかという希望を聞いての回答なんですけれども、そういうふうに11名の非正規の方からも回答をいただいているところでございます。

あと、本事業者の業績でございますけれども、今、説明させてもらいましたように主にはクライミングジムの経営と、あとアウトドアアクティビティを主体としたイベントの開催等を行っているところで、業績というのは何か数値で。売上げですか。

決算報告書が添付書類として提出書類としてございまして、資産の部でいきますと1億3,541万31円、あと負債の部でいきますと負債合計が1億3,100万2,755円、純資産の部でいきますと440万7,276円ということで、負債純資産合計で1億3,541万31円となっております。

今、申し上げたものは令和3年6月でございまして、直近の資料、貸借対照表で令和6年6月30日現在で1億1,305万9,999円が資産合計です。負債が1億1,356万3,845円、純資産合計がマイナス50万3,846円で、負債純資産合計1億1,305万9,999円となっております。

この内容につきましては、指定管理の委員の中に和中税理士が入っておりまして、そういった評価もしていただく中で一定、意見をいただいているところでございますが、実際のこのような事業の平均的な業績と比較して若干、貸借対照表を見る限りでは、やはり難しい事業者というような意見がございましたけれども、なかなか表面的な数字だけでは判断しにくいというようなところも和中委員からも意見としていただいているところでございます。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 私からは指定管理候補者からの提案額についてお伺いしたいです。

先ほど口頭で言われた額というのは多分、前回と同じ額ではないかなと思いますが、その額というのは消費税及び地方消費税を含むという額でよろしいかどうかということが1点。

あと、前回は提案額というのが資料の中に書かれてたのですが、今回、書かれてない理由を教

えていただきたいと思います。

3点目ですが、選定理由の中で、新たなサービスをということで先ほど披露されたわけですが、その中でランニングやハイキングの体験型ということだったり、あと子育て世帯の利用者へロビーにコワーキングスペースをつくってコミュニティスペースとなるようなものもつくっていいこうというような提案がなされたということですが、その指定管理期間の5年間の中で随時やっていくということですが、大体いつ頃そういうサービスを開始されていくのかという点をお聞きしたいです。

例えば、公募型プロポーザル方式の中の提案の部分で恐らく事業計画、ざっくりか詳細が分らないですが、事業計画に記載されているのではないかと思います、大体何年後ぐらいにその事業が開始されるのかということをお聞きしたいと思います。

あと、選定委員会の審議経過のことについてもお伺いしたいです。

「第1回があって、第2回目で一部、疑義が残ったことから」というふうに載っておりますけれども、これは第3回のその疑義内容と同じなのかどうか。もし違うのであれば、どんな疑義だったのかということをお聞きしたいと思います。

また、その疑義は皆さんが了承したのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

指定管理料のところでございます。今回、当該事業者から提案をいただいた指定管理料につきましては税込で5,466万9,000円ということで、現在、指定管理を行っている指定管理料と同額の提案がございました。

それと、事業計画の中で具体的に今、述べさせていただいたような事業展開をしていきたいというところで示していただいておりますが、具体的にどの時期にされるのかというのは事業計画書の中にはうたわれてません。

ただ、ボルダリングの部分については当然、施設の所有する岬町との協議が必要だと思いますけれども、ボルダリングの壁を設置したいということで考えていると。具体的にマシンの置かれているところを整理して、そこに壁を設け体というふうな具体的な話も出てますので、得意なところからされるのかなと思っております。

あとWi-Fi環境が整えば、ワーキングスペースにつきましては一部備品を用意することで、できると思いますので、その辺も早い段階で設置していただけるものかなと考えております。

ただ、今いろいろなイベント等については募集をかけていく中で、ある程度、関心を持ってい

ただ、機運も高まる必要もございますので、それは追って計画を立てながら展開していただけるものかと思っております。

あと指定管理の選定委員会の中での経過でございますが、まず第2回目の指定管理委員会の中で提案内容についてのさらに説明を求めたほうがよいという内容につきましては、職員の確保がどのようにされるのかということと、どのような配置計画を立てられているのかというようなところの内容についてももう少し具体的な内容の説明が欲しいという意見がございまして、3回目において資料を提出していただいて、職員確保については先ほど、谷地議員のご質問にも回答させていただいたのですが、17名を予定していると。あと現職員の引き継ぎ等で11名程度、そのときは12名から15名程度ということで考えてまして、あとは株式会社ソラの現在のスタッフ2名、あとスポーツインストラクターやスイミングのインストラクターの確保についてはもう既に働きかけをしていただいて3名内諾をもらってるというところと、万が一、人員が不足する場合についてはいろいろな媒体を使って、またSNS等を使って募集をかけて人員確保をされるという点と、あとそれぞれの受付、プール、お風呂、そういった各部署の配置の計画等もそこで示していただいて、第3回の質疑が行われたところです。

そこでもう一つ疑問が、「疑義」という表現をしていますが、もう少し具体的に、本来に来年の4月に人員を確保できるのかどうかというような点と、確保に向けたスケジュール、指定管理として決定された後、この4月までの間にどのようなスケジュールで人員確保をされるのかというような点を書面で提出していただいて、その中で「現職員の引継ぎ」と書かれていますが、本来に來てもらえるのかどうかというような点も不確定な部分があったので、その時点で確認できる範囲で現指定管理者の協力を得て、現在、勤められている非正規の方が継続して雇用を希望するかどうかの意見を聞いて、全員から継続して雇用を受けたいという意見をいただいたところです。

その内容については、各委員は承諾をした上で採点に臨んでいただいたというところでございます。

あと資料の中に指定管理料が表示してないということで、大変申し訳ないです。前回の資料を見ますと、確かに指定管理料は表示されてましたので、今回なかったので口頭で述べさせてもらったところでございます。その部分については、本来であれば表示するべきだったものだと思います。その点は大変申し訳ございませんでした。

○竹原伸晃議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 選定理由の中の新たなサービスの時期というのが分からないということですが、この選定理由があるから候補者に選定した、選定というか決定したという経緯もあることから、

できたらその新しいサービスがいつ開始されるのかということがやはり大きなところになってくるのかなと思うので、できたらそれを求めていっていただいて、また報告をいただけたらと思います。これは要望で。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

奥野議員。

○奥野 学議員 私からも数点お聞きしたいのですが、まず、この代表の馬締さんですかね、お幾つぐらいの社長さんなのかと思って。

それと今の業者さんが3月末で代わるということで、引き継ぎというか研修というか、それはどういう形でいつ頃やられるのかなと、お伺いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

代表者の馬締博和氏でございますけれども、年齢は何歳ということは把握はしておりません。私よりは若かったです。若い方で活発に事業展開されてるということでございます。

ただ、この指定管理の指定を受ければ代表自らここの管理者として常駐まではないかと思いますが、頻繁に現場のほうに来ていただくことで、事務局との連携調整もスムーズにいけるのかと感じております。

あと引継ぎにつきましては、今日、指定管理の指定という形で議決を賜りますと、12月27日、セントラルのほうの本部の方と実際にマネージャーとして来てる方と今回の株式会社ソラさんの初顔合わせというような形で予定しております。

ただ、日程が整わない場合もあるかもしれませんが、27日に一応、日程調整を今させてもらっているところで、まずは顔合わせで、また年が明けますと、先ほどから説明させてもらってます現在、非正規で雇用されている方の実際の意向調査と面談について取りかかっていたいて、この3月末までの間に十分引継ぎをしていただきながら、インストラクター等で新たにこちらに来られる方については、それまでにも引継等をやらせてもらう必要もございしますし、現非正規の方については継続して勤務していただくこととなりますので、改めてこういうことで引き続き、ジム等を続けていっていただきたい旨の話があるかと思っております。

○竹原伸晃議長 奥野議員。

○奥野 学議員 もう一点だけお聞きしておきたいのですが、今、明治スポーツプラザさんであれば以前、指定を審査するときに、たしかスイミングにはかなり力を入れてる会社で何か優秀な選手がおるといような記憶がありますが、トレーニングジムにしても水泳のインストラクターに

してもかなり専門的な技術が要ると思いますが、その中からまた引き継いでやっていただけると
いう、お声も今ありましたし、そのスイミングの指導方法、今現状でやってる指導方法がどんな
方法でやってるのか、進級的にどんどん4泳法ができるまでできるとか、選手コースをつくって
いくとか、どんな方法でやってるのか、新たに指導方法も何かお持ちであれば、お聞きしてるよ
うなことがあればお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

スイミングの指導方法につきましては具体的には私も聞いてないところでございます。

昨今、コロナ禍も過ぎて子どもさんのスイミングの生徒さんもやはり減少しております。ただ
学校プールが健康ふれあいセンターでされてますので、その引継ぎで生徒さんの確保というのは
今までも見込めたところもありましたが、やはり子どもの数の減少とかでスイミングの経営につ
いても今の株式会社ソラではなかなか経営が難しいというようなことも聞いております。

また、本当に魅力のあるスイミングの指導は工夫していただきながら取り組んでいただきた
いと思ってますし、先ほども説明させてもらったようにキッズボルダリングとセットにして、そう
いった興味を持っていただきながらプールの生徒さんにもなってもらって利用促進の部分で期待
できるのかと感じておりますのでご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

大里議員。

○大里武智議員 私も今、聞いていて人材、職員の確保、ちょっと厳しいのではないかと思います
が聞いていましたが、プールの部分を言われましたが、ピアッツァのプール、先ほどもちらっと
出ましたが、小学校の子どもたちが利用して指導していただいている、その辺の部分も今年度、
引継ぎでやっていただけるのでしょうか。次年度。

それと、やはりスタッフが少なかったら、他市でも事故が起こったときはスタッフの問題、こ
れが一番大きいと思うので、子どもたちに対して、そしてまた一般の開放に対して、スタッフ、
きっちりとその辺、プロのインストラクターが救命等も含めて確保できるのか、その辺も含めて
お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

学校プールでの利用という形は継続して行うということで資料の中にもうたっておりますので、
継続して新しい指定管理者であつても継続してしていただくことになっております。

あとそのプールの管理体制ですね、事故等がないように管理体制については十分注意していただくというところはこの指定管理候補者も十分認識しているところで、そのインストラクターの確保についても和歌山市のほうで大きく展開されているスイミングスクールからのインストラクターというようなことも一部、聞いておりますので、その辺は十分注意していただけるものと思っておりますが、岬町としてもその点は十分注意してプール運営に努めていただくよう要望していきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 よろしいでしょうか。他に質疑は。

坂原議員。

○坂原正勝議員 ピアッツァ 5につきましてはかなりの費用がかかって建設しまして、その負債がもとで岬町も財政が厳しくなったという経緯もございました。それも乗り越えてきて今あるんですけど、そういう意味では町として代表的なといいますかね、象徴的な1つ大きな建物も建てた、造ったということでございまして、これは今後ともやはり住民のために有効に利用していくべきかと思います。

そういう意味では、今回、大手の方が撤退する中で、そういう若い情熱のある方が岬町の施設管理に参加してくれるというのは大変ありがたいということで、できる限り私としても応援していきたいと感じております。

そこで、基本的なことですが、指定管理の範囲ですが、その範囲というのは建物の中だけなのか、建物周辺ののり面とかそんないろいろありますよね。どこら辺までその管理範囲になっているのか、それを確認したいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問お答えをさせていただきます。

指定管理の範囲でございしますが、屋内施設内の管理運営も含めまして、室外の部分につきましても指定管理者の管理ということでお願いをしているところでございます。

○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 ということは、正面の入り口ののり面とかあれも入ってるわけですよね。以前からあの辺は草刈りができてなくて大変みすばらしい風景だったので、次の業者の方にはなるべくそれはないように指導をお願いしたいと思います。

それからもう一点ですが、今、現にピアッツァでプールとかお風呂とか回数券とかも売ってると思います。それは業者が代わったらどうなるのかなと思いますが、その辺も引き続き、使えるようにしてもらえるのでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

指定管理者が交代されても、利用者の方にご迷惑をかけないように継続して利用していただくようにしていきたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

出口議員。

○出口 実議員 ほとんど皆さんが質問していただいたので1点だけお聞きしたいと思います。

何年も前から非常にピアッツァ5のスイミングスクールの関係の中で、父兄のほうから「冷暖房が非常に古い」という形で、私らも3年前に視察で行ったときには夏場でした。スイミングスクールの父兄の待合室がもうサウナ状態で、そのときは扇風機を何台かは対応していただいて、来年度予算でまた修理もしていきたいということで考えますという回答があったんだけど、非常に装備が古いですね。これを今後、どういうふうな形で、特にこの冬も寒さが厳しいと思いますので、その辺をどういうふうな形で装備の新しく切り替えるのか、対応するのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今、出口議員からのご指摘がございましたプールの保護者が見学できる奥まったところでございますが、確かに夏場は暑いということで、そちらにつきましてはスポットクーラーという形で対応をさせていただいて、抜本的にあそこは一括管理での空調となっておりますので、奥まったところでなかなか空調が効かないという状況がありましたので、スポットクーラーを用意して対応に当たっているところでございます。

ただ、室内プールの空調については冬場では寒いというようなことも確かにご意見をいただいているところで、なかなか設備も老朽化していく中で計画的に修繕等もやっていく必要があるかと思いますが、それにつきましては財政部局とも十分、協議をさせていただく中で緊急性のある部分について、また利用していただきやすいような部分も含めて協議をさせていただきたいと思っています。

今のところ設備の更新の計画等につきましては、これから立てていきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 出口議員。

○出口 実議員 ありがとうございます。

ただやはりね、今、私が質問したとおり非常に寒い、そしてまたサウナ状態であるから、だか

ら今、父兄の方々も、大人の方だったらいいですが、1歳、2歳の子どもを連れてそこで子どものまた見守りをしたりしますので、できましたら早急に一度、冷暖房の管理を重点的にやっていただいて、クレームの出ないようにしていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 要望ですね。

他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 委員会付託がありませんので、私からもこの場でお尋ねしたいと思います。

1点目は、現在、運営されている指定管理者が次の機会も応募しなかった理由をご存知でしたらお聞かせください。

それから、公募要項ですが、情報公開コーナーに設置をされているという状況のようですが、インターネット上で公募の要項についても分かるようにされてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、選定審査の結果の大きな3番、管理経費の縮減に関する方策というところについて、ご説明をいただきたいと思います。

これは3番は配点が30点ということで、AからGまでの7人の委員は全て20点となっています。これはそれぞれの委員の考え方に基づく採点結果ではないと思いますが、ここの考え方について説明をいただきたいと思います。

4点目は、今回その指定管理料が現在と同額であるということは先ほど来の質疑で分かりましたが、岬町としての提示額は幾らであったのか、お聞きしたいと思います。

それから、施設についての見直しについても、先ほど来のやり取りで知りました。新しいことに挑戦をされようということや、そのことを通じて岬町という地域への貢献もお考えいただいているのかということは印象を持っていますが、例えば、今、ジムとして活用している部屋にボルダリングのコーナーを設置するということになれば、指定管理期間が終了した後、この事業者がまた次の期間、指定管理者になられたらそのままでもいいでしょうが、撤退するという事になった場合にはどのようなになるのか。コワーキングスペースについても同じことをお聞きしたいと思います。

コワーキングスペースについてももう少し聞きますが、これはロビーにという計画だったかな。何かそんなふうに先ほど聞いたように思いますが、例えば、健康長寿まつりのときなんかはロビーを全面的に活用してということになりますが、予定されているコワーキングスペースというのは移動ができる形のものを検討されているのか、お聞きしておこうと思います。

それから、プールの管理体制のことですが、今現在は恐らくですが常時2人という体制は取られていないのではないと思っています。

ただ、プールでは非常に事故が多いですね、どうしても屈折しますので、水面の底の部分に沈んでいても気がつかれないということで事故も発生したりするわけですが、それを考えると、常時2人の体制は必ず必要だと私は思いますが、計画としてはどのようなになっているのか、お聞きしておこうと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、現指定管理者の事業者が今回、応募されてこなかった理由につきましては、直接、お話を聞いたわけではございませんけれども、指定管理料の上限額に対して判断されたのかと感じております。特に大きな内容の変更はなかったので、変更があったのは指定管理料の上限額が大きな原因ではないかと考えております。

公募要項につきましては、この件につきましては今、情報公開コーナーのほうに備置きをさせていただいておりますが、この公募要項についてはまずは募集の周知のために必要に応じてインターネット等で掲載をさせていただきまして、その目的を達成、終われば、そのページからは削除させていただいて、今回の厚生委員会の中でもご意見をいただきましたが、別の方法で情報公開という意味合いのホームページ、インターネット上で公開する部分については関係部署とも協議をさせていただいて、そういったページを設けていただくなどをして対応に当たりたいと思っておりますが、調整ができでなかったもので、今回は情報公開コーナーに置かせてもらったというところがございますので、ご理解のほうよろしく願いをいたします。

あと3番目、管理経費の縮減にする方策、選定審査の3番の項目の部分でございますが、各委員が20点ということで、こちらは指定管理料の上限額と提案額との差を機械的に点数化したものでございまして、実際には指定管理料の上限が5,750万円だったところ5,466万9,000円という提示がございましたので、その縮減率でいきますと4.9%、4.9%の配点が20点という形になりましたので、全て20点という形になっております。

あと、施設の今回、新たに指定管理候補者となっている事業者が設置したボルダリングの壁とかそういったものについては、指定管理が終了すれば原状復帰という形での契約となっておりますので撤去していただく、またコワーキングスペースの部分についても指定管理期間が終了すれば、撤去する形になることになってます。

あとコワーキングスペースの位置ですが、私もロビーという形で説明しましたが、ロビーには

限らず、今、一番想定できるのはロビーというイメージを持ったのでそういった表現させてもらいましたが、協議は必要だと思いますが、ジムの奥のスペースや、いろいろな自動販売機が置かれている場所等ですね、受付の近くとか、そんなイメージをしていただけたらと思ってます。まだ具体的にどこかというのは決まっておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

あとプールの管理については、インストラクター、監視員の常時2名の配置というお話がございました。今回の指定管理の候補者に対しては適正に管理をしていただく配置を協議させていただいて、適切に対応していきたいと思ってますので、ご理解のほうよろしく願いをします。

あと何か抜けてた部分がありますか。

指定管理上限額は5, 750万円でございます。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 もう何かお互いにちょっと疲れてきましたね。もうちょっと頑張りましょう。

今1点目にお答えいただいた現在の指定管理者が応募してこなかった理由、「直接、聞いてはいない」ということではありましたが、指定管理料の上限額が理由ではないかと。指定管理料の上限というのは今回、5, 750万円と。これは前回と変えたのでしたかね。前回、幾らだったのかというのを確認しておきたいと思います。

それから、管理経費の縮減に伴う配点の考え方なんですが、4.9%の縮減ということで、それは20点だというのは分かりましたが、これはどういうふうに段階を分けてのか。何%から何%の縮減すれば何点など、そういう考え方の全体像をお聞きしておきたいと思います。

それから利用料のことで、まだいろいろなことが確定的でないんだと思いますが、ただ基本的な機能は引き継ぎされるということだと思いますので、今の料金体系はそんなに変わらないと思っただけなのかと。ちょっと違うかな、違うのかな。違うことが違う。

利用料のことを全体像ですね、ちょっと説明をいただきたいと思います。

利用料について聞きたいのは、今の利用料がどうなるのかということと、それから新しく導入するボルダリングのコーナーだとかコワーキングスペースとか、サウナのことも先ほど説明の中でおっしゃっておられましたが、その一つ一つについてまた料金が発生すると考えておいたらいいか、その料金設定についても、決まっているようならお聞きしておこうと思います。

それからプールのことですが、さっきから「事故のないように」とか、「適正管理」という言葉をおっしゃるんです。適正さというのは人によって違います、考え方が。

岬町として常時2人体制ということはおっしゃっていますか。条件に掲げているのですか。その点を聞かせてください。

それから追加でお尋ねします。

この施設は福祉避難所に指定されているのですね。それで、選定審査の結果の一番下のところに、「福祉・環境への配慮等」というのがあります。大きな5番ですね。これはちょっとどういうふうに計算するのか、この結果だけ見たらよう分からないのですが、大きな5番で、その他管理に関して必要な事項を「10点」と書かれています。①②③とあります。

①は町、公益事業協力、②雇用の確保、③福祉・環境への配慮等。この3つ総合的に考えて10点のうちで何点というふうに委員はつけるという意味かなと思ってみているのですが、細かく1番は何点、2番は何点、3番何点というふうになっていて、大きな5番全体として10点ということなのかもしれませんが、その辺りどうなってるのかということ。

「福祉避難所」という指定がされている以上、その点についての事業者の考え方についても確認しておきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

前回の指定管理料の上限額は5,500万円でございます。

あと3番の管理経費の縮減に関する方策の削減率の点数でございますけれども、まず5%以上で30点、3%から5%未満が20点、1%から3%未満が10点、1%未満が5点という採点となっております。そこで上限が5,750万円に対して提示額が5,466万9,000円で削減率は4.9%ということで20%という点数となっております。

料金体系につきましては、健康ふれあいセンターの利用料につきましては条例で定められている料金でございます。条例改正がされなければ料金はそのままということで、今のところ条例改正をする予定はございません。

あと、新たに展開される事業に対しての料金につきましては、料金設定がまだ未定という形で中身は何も決まってない状況でございます。

あとプールの監視員、インストラクター常時2名体制でというようなところの条件につきましては。

失礼しました条件につきましては、ちょっと今、資料がございませんので、その条件として示しているかどうかにつきましては、今のところ分からないところでございます。

あとその他管理に関する必要な事項についての配点10点に対して、項目3項目ございますけれども、それぞれ配点をしてまして、それぞれの点数をつけていただいております。公益事業協力については、町の実施する事業等への協力についての提案についての配点が2点、雇用の確保

については、各種就労支援事業を活用した雇用の実績、今後の対応ということで配点が2点、障害者への雇用の実績、今後の対応についての配点は2点、福祉・環境への配慮等については、住民ボランティアNPO等の共同事業の取組方針については配点2点、環境問題への取組についての配点が2点ということで合計10点の配点で、各委員からの採点をしていただいているところでございます。

福祉避難所という形で、万が一、大規模災害等があれば、当然、指定管理者としても協力していただける体制を組んでいきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 先ほどのプールの監視員のことですが、2人という体制の指定をしてるかどうか。これ調べるのに時間がかかりますか。

休憩をもしここで議長が入れたら、休憩の間に調べられるのかどうか。調べられたら、休憩を入れてもらって、その後、討論とかになったらちょうどいいのではないかと思います。

私にとってはこれは結構、大事な点ですので、その2人というのがきちんと岬町として指定されているのかということは確認をしたいと思います。

それからちょっともう最後に質問するのは、福祉避難所について、「もし万が一のことがあったら協力してもらえる体制を取りたいと思います」とおっしゃったのです。これは、募集のときにそういうことは相手に伝えたりとか、そういう位置づけがされている施設なので、万が一のときは協力してもらえますよう、よろしいですねみたいな、そういうやり取りはしないものなのかという点について、聞いておこうと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

まずプールの監視につきましては、管理体制計画書が上がっておりまして、業者からは「プール監視常時1名」というような形になっております。

ただ、この計画書については実際に指定されれば、今後の指定管理者との協議の中で町の考え方というのを示して対応してもらえるかどうかというのを協議していきたいと考えております。

あと福祉避難所の件につきましても、実際に指定管理者として指定された場合は、この件についても十分協議をさせていただいて協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原　晶議員　難い。反対しておきます。

○竹原伸晃議長　中原議員。

○中原　晶議員　賛否決し難いところでありますけれども、不安な要素のほうが現時点で言いますと、私は多いので、賛成か反対か、保留がないので選ぶとしたら反対にならざるを得ないかと思っています。

まず、決定的だったのはプールの監視員の数ですね、私にとっては。

実はもう古い過去の問題ですけれど、健康ふれあいセンターのプールは常時2名でした。それを指定管理者制度の導入に伴って、その指定管理料との関係で事業者としては常時2名を配置したら、この金額ではやっていけないということが発生しました。それで常時という考え方でいうと1.5人というふうになったことがあります。

要するに、人間は2つに割れませんので、1人のときが発生するということがありました。それに私は非常に憤慨をした記憶もあります。命に関わることですので、そういう経過を思い出しますと、指定管理者のほうから「常時1名」という計画が示されているということは1.5人よりさらに貧しい計画だということを聞いた以上、その点への不安は拭えないと考えるものです。

また、その点について、岬町からもやはりプールについては常時2名の監視体制を確保してほしいと言ってないということだろうと思うのです。ここにも私は問題だと思いますので、賛同できないと考えるに至った要因の一つであります。

非常に選定理由なんかを見せていただいていますと、新しいことに取り組もうとされている若い事業者でもあるということで、意欲的だと楽しみな面も大いに感じているので、賛否を迷ったところではありますが、安全性の点で不安を感じています。

それからですね、料金についても要望を申し上げますが、条例で上限が定められておりますので、条例改定が提案されない限りは、現在の料金が維持されるということなんだろうとは思っていますが、この指定管理料でやっていけるのかどうかということについては不安を感じざるを得ませんので、やっていくために利用者から利用料金を引き上げたりとか新たに負担をしてもらうということにどんどんつながっていくということになってはいけないなと思いますので、その点への不安も感じています。

そもそも指定管理者制度については、私は一々、「指定管理者制度というのはよくない」ということを言ってきましたが、今回も、これ5年間、指定管理期間があるわけですね。それで前回から今回までの引上額でいうと250万円ということですね。さあこの恐ろしい物価高の下で250万円という上限額を提示して、その金額を見て現在の運営している指定管理者はとてもしゃっていけないと思ったのではないかと、これはもう推測でしかないですが、もう指定管理者制度そのものの限界があらわになってきていると思っています。

もちろん町のお財布の問題もありますので、そりゃあ理想論ばかりではいけないと思いますが、やはり指定管理者制度はもともとの発端からすると、国が旗を振って進めてきたもので、本来、公的なサービスとして行うべき公、行政が直接、行うべき住民サービスを後退させるものでありますし、そのことによって安くなるという触れ込みを国も当時はよくやっていましたが、それがそうではなくなっているということがもう昨今の状況だと思います。

公的責任の後退につながる指定管理者制度に対しても、やはり限界を迎えているということで、今後の在り方についてもよく考えていく、根本的に考えていく時期にあるのではないかという問題提起も併せて申し上げて、賛同はしないという態度にしたいと思っています。

○竹原伸晃議長 賛成討論の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 ほかに反対討論の方もございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論をこれで終わります。

これより議案第98号、岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数です。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

続行いたします。

○竹原伸晃議長 日程第13、議員提出議案第4号、鳥獣被害防止対策の推進を求める意見書についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

岬町議会議員、大里武智君。

○大里武智議員　ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第４号、鳥獣被害防止対策の推進を求める意見書を岬町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者、岬町議会議員、大里武智。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、出口　実、谷崎整史、奥野　学、早川　良、瀧見明彦、松尾　匡、谷地泰平、坂原正勝、中原　晶、以上であります。

趣旨説明は、朗読により変えさせていただきます。

鳥獣被害防止対策の推進を求める意見書（案）

イノシシやニホンジカなどの有害鳥獣による農作物の被害は過疎化・高齢化の進展などによる耕作放棄地の増加や集落・コミュニティの脆弱化に伴い、中山間地域はもとより平野部においても拡大するなど、全国各地で深刻化している。

このため、地方自治体は侵入防止施設の整備や有害鳥獣捕獲に取り組んでいるところであり、こうした対策の充実・強化は重要であるが、それだけでは限界があり、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっている。

このような中、平成２６年の鳥獣保護法改正により、指定管理鳥獣捕獲等事業が創設され、指定管理鳥獣にイノシシとニホンジカが指定されたことで、都道府県が主体となって捕獲を行うことが可能となった。また、市街地における人身被害も全国的に問題となっていることから、より一層の鳥獣被害防止総合対策事業の強化が必要である。

よって、国及び大阪府におかれては、鳥獣による被害防止対策を推進するため、次の事項について格別の措置を講じられることを強く要望する。

記

鳥獣被害防止総合対策交付金について、今後も助成措置を継続するとともに、被害防止対策の一層の強化に必要な予算を確保すること。

特に、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業による捕獲奨励金について重点的に予算を確保し、配分すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見を提出する。

令和６年１２月２４日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、大阪府知事

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○出口 実議員 賛成です。

○竹原伸晃議長 反対の方はございませんか。

それでは賛成討論を出口議員。

○出口 実議員 提出議案第4号、鳥獣被害対策の推進を求める意見書の賛成討論をいたします。

ただいま提案者から説明があったとおり、全国各地で農作物の被害、新興住宅地やスーパーなどに熊、鹿、イノシシの出没にてマスコミ新聞紙上で世間をにぎわせております。

当町でも60キロから80キログラムのイノシシが二、三頭、自宅玄関前まで出没する現状であります。高齢者、子どもたちに被害を及ぼす可能性があり、住民からHelp me Callが役場の生活環境課、産業振興課に通報があり、早急に補助対策を練っていただきたいとの要望が入っております。

被害を直に受けてない方々は対岸の火事であり何の興味もありませんが、明日は我が身であつて、近くの自分の前にも家の前にも出没する可能性がございます。

提案者は、岬町住民の心の叫びに耳を傾け、代弁者として国・府に岬町の現状、実態を伝えたく、意見書の要望提出を考えたと私は捉えております。

有害鳥獣防止対策は大変危険な作業を伴い重労働な作業でもあり、狩猟従事者の方々の協力が不可欠であります。狩猟従事者の方々はボランティアであり、必要経費はほとんど自己負担である現状でございます。

少し時間をいただきまして、現在の岬町鳥獣捕獲作業の現状と捕獲頭数助成金の状況を紹介を

させていただきます。

今の岬町の現状をこれから説明をします。

令和元年、捕獲頭数でございますが、幼獣が168頭、成獣が398頭、合計566頭で、国からの交付金が295万4,000円、令和2年度は幼獣が45頭、成獣は422頭、トータル467頭でございます、交付金額は299万9,000円、令和3年は幼獣が1頭、成獣が77頭、合計78頭で、交付金が54万円でございます。この令和3年度は豚コレラが発生しまして、その捕獲頭数は激減しております。

令和4年、幼獣が15頭、成獣が235頭、トータル250頭、交付金が166万円でございます。令和5年は、幼獣が20頭、成獣が210頭、合計230頭、交付金額は149万円でございます。令和6年は幼獣が22頭、成獣が105頭、トータル127頭で交付金額は75万7,000円でございます。

以上が、今の岬町の現状でございます。

国のイノシシの1頭の国助成金は幼獣で1,000円、成獣で7,000円であります。令和6年4月から11月までの捕獲頭数は先ほど説明しましたように127頭で、通常は助成金として75万7,000円の助成金を受けられますが、令和6年度の仮配分頭数は100頭でございます。ということは70万円となっています。令和6年4月から11月までで捕獲頭数は127頭で5万7,000円の不足金額となっております。

今後の令和6年12月から令和7年3月までの捕獲頭数を過去の令和元年から令和5年までの実績から推測しますと、今後112頭の捕獲が予想されております。

令和7年1月に府内の状況を鑑みて仮配分の見直しが必要でない場合は、捕獲従事者支払い金額をお渡しする部分が通常は1頭当たり7,000円ですけれども、この頭数からいきますと1頭当たり2,928円しか支払われなくなってまいります。

捕獲従事者から私のほうにも話がありましたが、「昨今の物価高騰の折の修理やガソリン代等々で自己負担の持出しが増加し捕獲に協力できなくなります」との意見も聞いております。

その中で、やはりこれから後、残りの部分ですね、行政担当課の方々に国・府に粘り強く交渉していただき、不足分の頭数金額の獲得にご尽力をお願いしたいと思います。

以上で、岬町有害鳥獣駆除対策協議会の現状をお話しさせていただきました。

提案者には日々、有害鳥獣対策に努力され、こつこつと毎朝夕、おりの見回りとか大変な作業をされておられます。私ももう提案者には頭の下がる思いでございます。今後とも頑張っていたきたいと思います。

これで、私の賛成討論といたします。

○竹原伸晃議長 他に賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第4号、鳥獣被害防止対策の推進を求める意見書についてを起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第14、議員提出議案第5号「性暴力救援センター・大阪SACHI KOの存続と体制強化を求める意見書について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

岬町議会議員、中原 晶君。

○中原 晶議員 皆さんお疲れのところ、ご協力ありがとうございます。最後の議事ですのでよろしくお願いします。

議員提出議案第5号、性暴力救援センター・大阪SACHI KOの存続と体制強化を求める意見書

議員提出議案第5号、性暴力救援センター・大阪SACHI KOの存続と体制強化を求める意見書を岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者、岬町議会議員 中原 晶

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、谷地泰平、早川 良、以上であります。

趣旨説明は、朗読により代えさせていただきます。

性暴力救援センター・大阪SACHI KOの存続と体制強化を求める意見書(案)

性暴力救援センター・大阪SACHI KOは病院拠点型のワンストップ支援センターとして2010年度から14年間、松原市に所在する民間病院である阪南中央病院内にて24時間体制の下、性暴力被害者の支援を行ってきた。

受けてきた電話相談件数は5万2,198件、来所者延べ件数は1万4,610件、診療及び支援した実人数は3,722人と大阪府下の性暴力被害者支援において中心的な役割を果たしてきた。

性暴力の被害を受けた場合、緊急避妊薬の投与、証拠物の採取、医師による外傷の記録など72時間以内に診察を行うことが必要不可欠であり、年齢・性別問わず被害者になり得ることから、産婦人科だけでなく精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等の総合的な診療が可能な医療機関であることが望ましいと言われている。

大阪SACHIKOでは、被害者の安心のために支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にし、多くの被害者を支援してきた。このように必要不可欠な機関でありながら、国や大阪府からの補助金は運営費のごく一部にとどまり、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、さらに不足分は寄附金等で補ってきた。医師、看護師は通常の診察・看護の業務を行いつつ、SACHIKOでの診療に当たってきたが、これらは善意の超過勤務で支えられている。医療現場での働き方改革もあり、一民間医療機関が負担するには困難な状況になっており、SACHIKOは2025年3月末を目途に阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にある。そうなれば、ワンストップ支援センターが大阪府に存在しない深刻な事態となる。

よって、以下の3項目について緊急に要請する。

1、2025、令和7年3月末をもって阪南中央病院から退去を求められている性暴力救援センター・大阪SACHIKOの活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営にかかる費用を補償すること。

2、公的病院を拠点とするワンストップ支援センターを設置すること。

3、国に対し、ワンストップ支援センターの運営補助金の抜本的な増額を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年12月24日、大阪府泉南郡岬町議会。

提出先は大阪府知事であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

谷崎議員と谷地議員から手を挙げていただいておりますが、反対討論の方を先にとします。

それでは、谷崎議員。

○谷崎整史議員 反対です。

大阪SACHIKOはこれらのご説明がありましたような善意の超過勤務等で支えられておりまして、非常に民間の医療機関の負担は限界を超えている状況であると聞いております。

また、2025年3月末で阪南中央病院から撤退を余儀なくされておることが規定となっており、既に現在も個人クリニックの善意で対応する状況となつてると聞いております。

大阪府下にはSACHIKOと連携する医療機関が10機関ございますが、性暴力被害者の全てに対応できているわけではない状況であります。

現在では、支援員と医療によるサポート体制の確保をし続けることも困難になっており、これまでSACHIKOを善意で支えてきた事業には最大限の敬意を払うところではございます。昨今の働き方改革や人件費の高騰等に伴い、1か所の施設や病院だけにこの事業を押しつけている状態が続くことは限界を超えているということと言わざるを得ません。

困難女性支援法の整備により、相談窓口の拡充も見込まれる中、先般、大阪府議会も大阪市議会府議会の要望を受け、大阪府においても分散型拠点、分散拠点による取組を進める体制を整えつつございます。72時間以内の対応、分散的に幅広い対応を協力機関と進める対応づくりに邁進しているところと聞いてございます。

我々議会人としては、大阪維新の会としましては、議会としては行政に求めるべきは個別破綻事業の救済ではなく、社会体系の創設であるかと存じます。早急に大阪府に対してSACHIKOの代替機能分散拠点機能の創設を求めるものであります。

以上、本ご提案の個別事業との破綻事業の救済と今後の行政支援型の体制づくりの抱合せ議論には賛成いたしかねるところでございます。

○竹原伸晃議長 それでは賛成討論を谷地議員。

○谷地泰平議員 今回の性暴力救援センター・大阪SACHIKOの存続と体制強化を求める意見書、こちらに対して賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど、提案者である中原議員のほうからも説明がありましており、この性暴力救援センター・大阪SACHIKO、こちらは全国初のワンストップ支援センターとして平成22年の設立

当初からこれまで本当に多くの被害者を救ってきました。

令和6年12月、つい最近、内閣府の男女共同参画局が発表している女性に対する暴力の現状の報告、こちらを読みますと、不同意性交等の認知件数は、令和5年は2,711件で前年度に比べて1,056件、63.8%も増加しています。不同意わいせつの認知件数、こちらについても、令和5年は6,096件、これに対して、前年に比べて1,388件、29.5%増加している。かなり性犯罪というところに関して認知件数というのは増加傾向になってます。

この背景として、この認知件数の急激な増加というのは、昨年度の刑法改正、こちらが影響していると言われてます。

皆さんご存知のとおり、令和5年5月の刑法改正によって強制性交罪、強制わいせつ罪だったものが不同意性交罪、不同意わいせつ罪に変更され、同意のない性的行為は犯罪と明確化されました。

また、処罰に必要な要件として、暴行・脅迫に加え経済的・社会的地位の利用や恐怖・脅迫させるなどの8つの行為も具体的に示されました。昨今では皆さんニュース等々でも、性犯罪に関して取り沙汰されておりますので、こういったところをご認識されているとは思いますが。

こういった中、全国のワンストップ支援センターの相談件数も年々増加傾向になってます。令和5年度は6万9,100件と、前年度比9.5%増、こういったことからこのワンストップ支援センターの必要性、重要性が増しているということが言えると思います。

そして、このSACHIKOの大きな特徴の一つが病院型拠点ということです。

ワンストップ支援センター、これは病院拠点型で相談センター拠点型、相談センターを中心とした連携型といった様々な形態があります。

しかし、先ほど提案理由でも述べられたとおり、こういった性犯罪に関しては72時間以内に適切な処置をするということが非常に大切なことです。72時間以内であれば、高い確率で妊娠を防ぐことができる。こういったことから、早急に対処することが求められているものであります。

しかし、実際にはこの性被害というものは、やはり恥ずかしい、怖い、被害に遭ったことを知られたくない、思い出したくないなど、被害者の精神的な負担等により被害届や誰かに相談しづらい犯罪と言われています。

実際に性犯罪は暗数、実際に相談されずに被害届を出されていない数というのは非常に多くて8割が被害届は出されていないという調査結果もあります。

また、このワンストップ支援センターへの相談までに要した時間、こちらもデータを公表され

ておりますが、72時間以内に相談された方は相談者の中の24.7%、やはり相談までの時間
がかなり要している。こういったことから、72時間以内に適正処理するということは、相談
された後にすぐに対処する体制ということが非常に求められています。

また、令和5年3月30日に決定された内閣府男女共同参画局の性犯罪・性暴力対策のさらな
る強化の方針においても、性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援のさらなる充実のため、各
地域において、病院へのワンストップ支援センターの設置、中核的病院をはじめとした医療機関
等との連携等を推進を図る。

特に、中核的病院をはじめとした医療機関等との、特に中核的な関係の構築を見据えて、公立
病院や公的病院へのワンストップ支援センター設置や、提携を含め関係強化を図るとされていま
す。

このように国としては、病院型のワンストップ支援センター、さらには公立病院、公的病院系
のワンストップ支援センター設置、こういったところがやはり強化の方針と示されている状況で
す。

先ほど、谷崎議員がおっしゃっていたとおり、実際には病院拠点型とした場合には、特定の医
療機関に大きな負担がのしかかってしまう、そういった課題があるということも重々認識してお
ります。

しかし、被害者が安心して相談し、早急に適切な医療的な処置を受けるためには、この病院拠
点型が最も理想的であると考えます。

そのため、まずは病院拠点型の設置、これを進めていただき、その中でこの特定の医療機関へ
の負担が大きくなるように、ほかの病院、医療機関との連携を強化していく、そういったハ
イブリッド型でこの仕組みを考えていくことが重要と考えます。

こういった考えから、本意見書に対し賛成とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第5号、「性暴力救援センター・大阪SACHI KOの存続と体制強
化を求める意見書」についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第4回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 3時50分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年12月24日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 谷 地 泰 平

議 員 谷 崎 整 史